

広島市配偶者等からの暴力の被害に関する アンケート調査 報告書

**令和 2 年 3 月
広 島 市**

目 次

I	調査の概要	1
1	調査の目的	1
2	調査の方法	1
3	回収状況	1
4	調査結果の見方	1
5	回答者の属性	2
II	調査結果	5
1	配偶者又は交際相手からの暴力の被害経験について	5
問 1	暴力を最初に受けた時期	5
問 2	暴力を受けた回数	6
2	相談窓口について	7
(1)	配偶者（交際相手）からの暴力について	
問 3	暴力に関する相談先	7
問 4	相談しなかった理由	8
(2)	広島市配偶者暴力相談支援センターについて	
問 5	相談方法	9
問 6	相談回数	9
問 7	相談内容	10
問 8	支援や助言で役立ったこと	11
問 9	広島市配偶者暴力相談支援センターを知ったきっかけ	12
問 10	相談員の性別の希望	13
問 11	広島市配偶者暴力相談支援センターに関する意見	13
(3)	広島県西部こども家庭センターや警察について	
問 12	相談内容	14
問 13	支援や助言で役立ったこと	15
問 14	広島県西部子ども家庭センターや警察の相談窓口を知ったきっかけ	16
(4)	その他の相談先について	
問 15	相談内容	17
問 16	支援や助言で役立ったこと	18

3	一時保護について	19
問 17	一時保護施設の認知度	19
問 18	一時保護施設の利用状況	19
問 19	施設退所後の生活状況	20
問 20	一時保護施設を利用しなかった理由	20
4	保護命令について	21
問 21	保護命令制度の認知度	21
問 22	保護命令制度を知ったきっかけ	21
問 23	保護命令の申し立ての有無	22
問 24	保護命令を申し立てていない理由	23
5	現在の状況について	24
問 25	配偶者（交際相手）との現在の関係	24
問 26	配偶者（交際相手）から追跡された経験の有無	25
問 27	追跡の具体的な内容	26
問 28	現在の生活費の状況	26
問 29	現在の収入	28
問 30	現在の住まい	29
問 31	現在の同居者	30
問 32	支援の利用状況	31
問 32-2	選択肢以外で利用した支援	32
問 33	暴力がなくなった場合の生活	33
問 34	配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政に望むこと	34
問 35	DVについて行政に望むこと	35
6	子どもについて	37
問 36	配偶者（交際相手）からの子どもの前での暴力の有無	37
問 37	子どもへの影響	38
問 37-2	影響が見られた時期	39
問 38	子どもへの心理的な虐待についての相談の有無	39
問 39	配偶者（交際相手）からの子どもへの暴力の有無	40
問 40	自分の行った子どもへの暴力の内容	40
Ⅲ	自由意見	43
<参考資料>		
	調査票	45

I 調査の概要

I 調査の概要

1 調査の目的

この調査は、配偶者等からの暴力被害者の実態について調査し、今後の施策を検討するための基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の方法

(1) 調査地域

広島市及び近郊

(2) 調査対象者及び標本抽出方法

広島市内及び近郊に在住（過去に広島市内に在住し、DVのため、市外に逃避した者を含む）の配偶者又は交際相手から暴力を受けた者で現在自立している者、自立に向けて生活している者のうち、当該調査への協力を承諾した者

(3) 調査方法

郵送配布・郵送回収・無記名方式

(4) 調査期間

令和元年12月12日（木）から令和2年1月17日（金）まで

3 回収状況

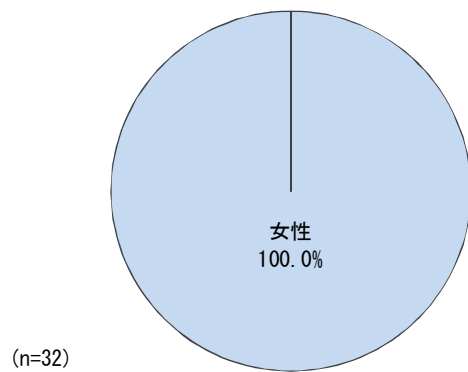
回収数 32 票

4 調査結果の見方

- (1) 本文及び図中に示した調査結果の数値は百分比（％）で示してある。これらの数値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、全項目の回答比率の合計が100.0%とならない場合がある。
- (2) 複数の回答を求めた質問では、回答比率の合計が100.0%を超えることがある。
- (3) 報告書中の図表では、コンピューター入力の都合上、回答選択肢の表現を短縮している場合がある。
- (4) 選択肢の中から回答可能数（「○印は1つ」等）を超えている場合は、「無回答」として集計した。

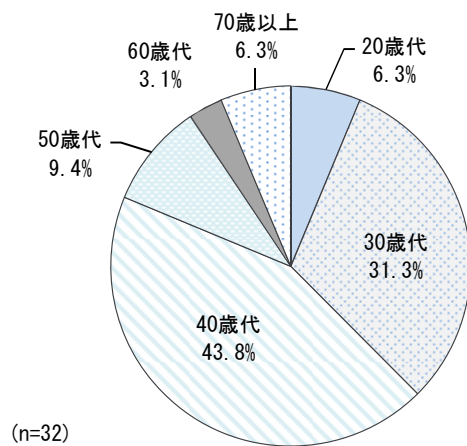
5 回答者の属性

(1) 性別



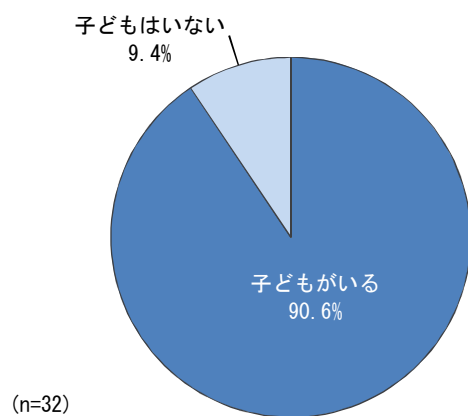
	人数	(%)
女性	32	100.0
男性	0	0.0
その他	0	0.0
合 計	32	100.0

(2) 年齢



	女性	
	人数	(%)
20歳代	2	6.3
30歳代	10	31.3
40歳代	14	43.8
50歳代	3	9.4
60歳代	1	3.1
70歳以上	2	6.3
合 計	32	100.0

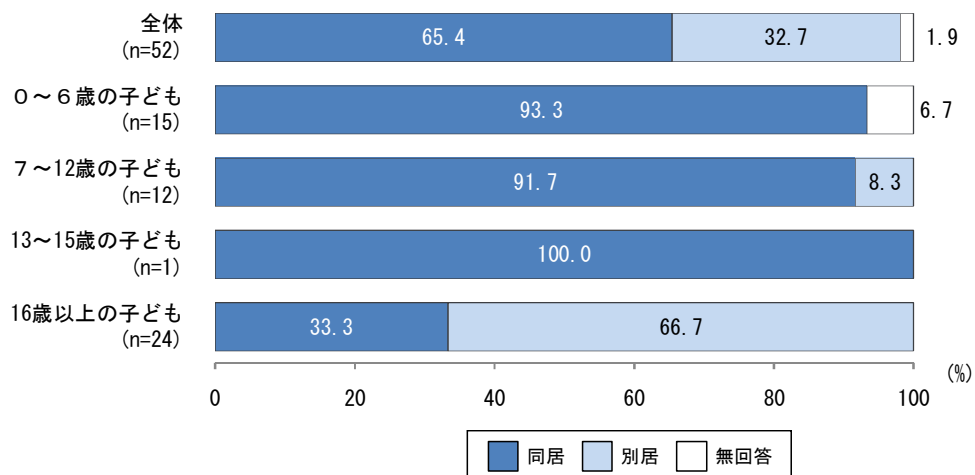
(3) 子どもの有無



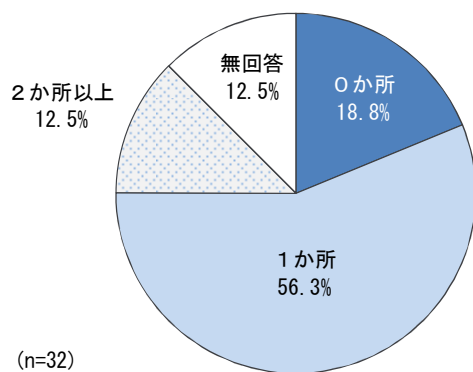
	女性	
	人数	(%)
子どもがいる	29	90.6
子どもはいない	3	9.4
合 計	32	100.0

(3) - 2 子どもの状況

※第1子～第5子を含わせて集計しているため、全体数は回答者の総数と一致しない。

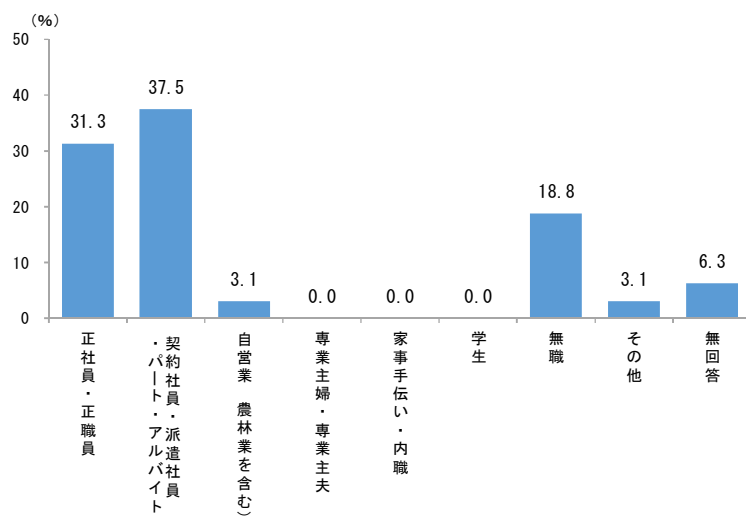


(4) 就労先の数



	女性	
	人数	(%)
0か所	6	18.8
1か所	18	56.3
2か所以上	4	12.5
無回答	4	12.5
合 計	32	100.0

(5) 就労形態



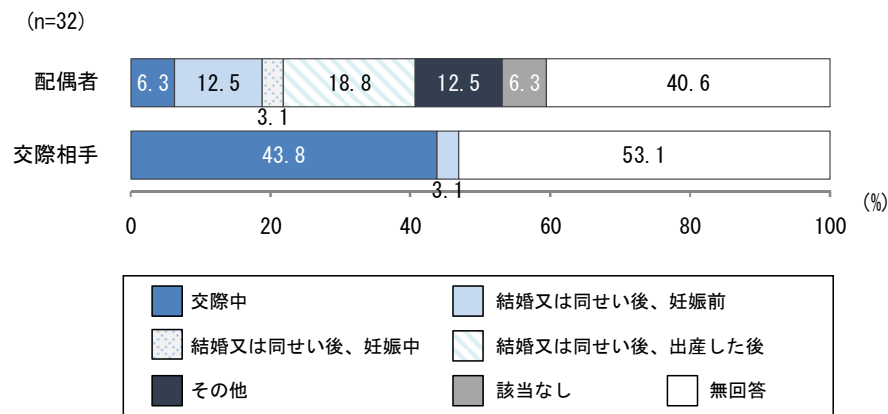
	女性	
	人数	(%)
正社員・正職員	10	31.3
契約社員・派遣社員・パート・アルバイト	12	37.5
自営業（農林業を含む）	1	3.1
専業主婦・専業主夫	0	0.0
家事手伝い・内職	0	0.0
学生	0	0.0
無職	6	18.8
その他	1	3.1
無回答	2	6.3
合 計	32	100.0

Ⅱ 調 査 結 果

Ⅱ 調査結果

1 配偶者又は交際相手からの暴力の被害経験について

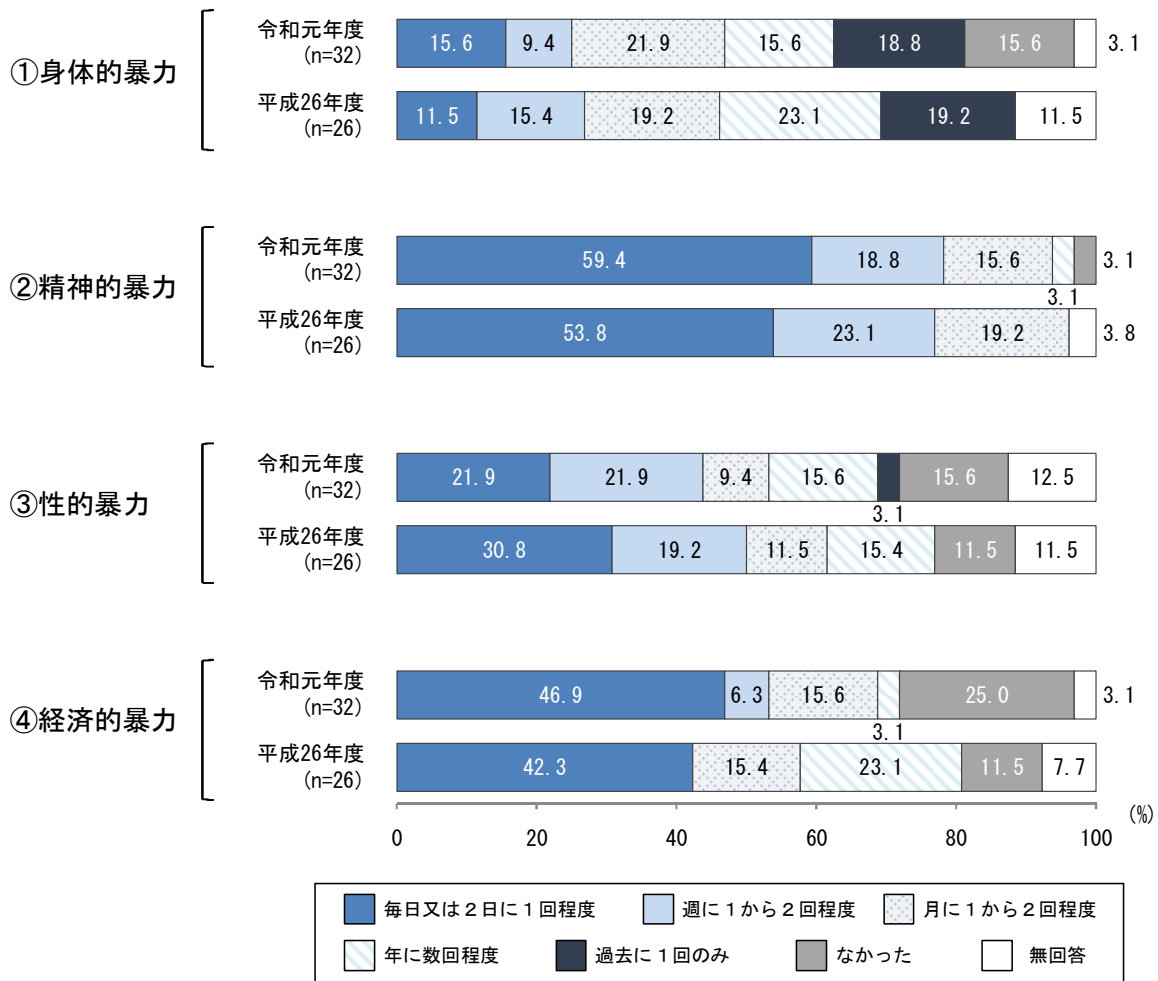
問1 あなたが、配偶者（交際相手）から暴力を最初に受けた時期は、いつですか。暴力をふるった相手との関係ごとにお答えください。（○印はそれぞれ1つつつ）



配偶者や交際相手からの暴力を最初に受けた時期について、配偶者からでは、「結婚又は同棲後、出産した後」との回答が18.8%で最も高く、次いで「結婚又は同棲後、妊娠前」（12.5%）などの順となっている。

交際相手からでは、「交際中」との回答が43.8%と最も高くなっている。

問2 あなたが、これまでに配偶者（交際相手）から受けたことのある暴力の回数について、①～④の暴力の形態ごとにお答えください。（○印はそれぞれ1つつ）



配偶者や交際相手からこれまで受けた暴力の回数について、「毎日又は2日に1回程度」との回答は「精神的暴力」で約6割、「経済的暴力」で4割台半ばと高くなっている。

経年比較すると、「毎日又は2日に1回程度」は「精神的暴力」で今回調査が前回調査を5.6ポイント上回っている。一方、「性的暴力」では今回調査が前回調査を8.9ポイント下回っている。

【受けたことのある暴力の種類の数】

受けたことのある暴力の種類の数	総数	1種類	2種類	3種類	4種類
人数（人）	32人	2人	5人	9人	16人
構成比（%）	100%	6.3%	15.6%	28.1%	50.0%

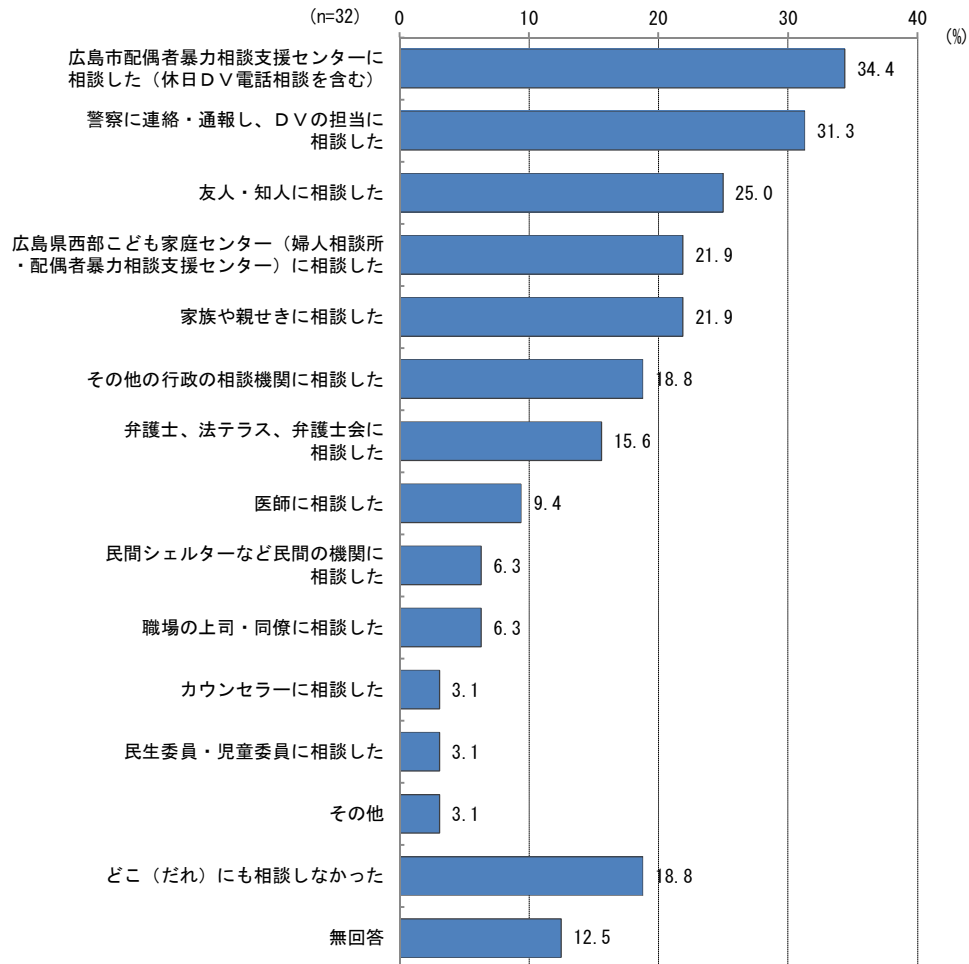
※各種暴力が「あった」人の数を集計

受けたことのある暴力の種類の数別について、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力のすべての暴力を受けた「4種類」が16人と最も多く、次いで、「3種類」が9人、「2種類」が5人、「1種類」が2人となっており、大半の人が複数の種類の暴力を受けている。

2 相談窓口について

(1) 配偶者（交際相手）からの暴力について

問3 あなたはこれまでに、配偶者（交際相手）から受けた暴力について、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

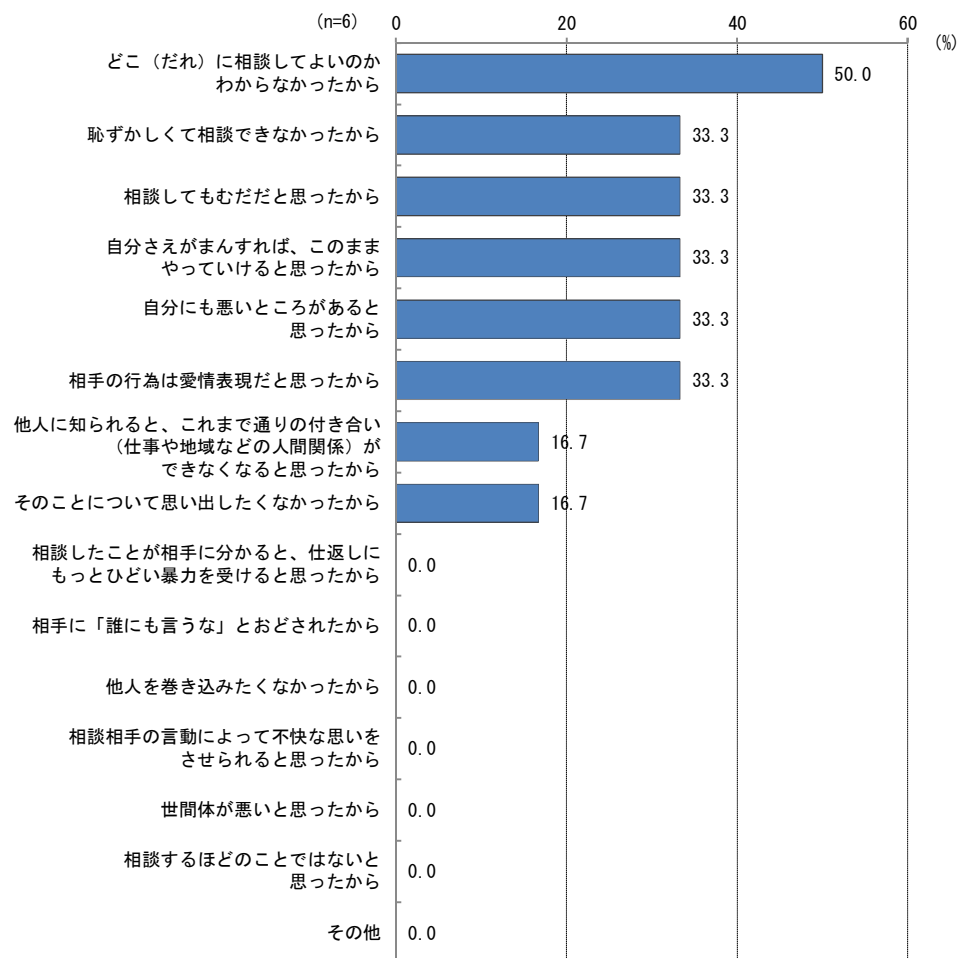


配偶者や交際相手からの暴力に関する相談先について、「広島市配偶者暴力相談支援センターに相談した（休日DV電話相談を含む）」との回答が34.4%と最も高く、次いで「警察に連絡・通報し、DVの担当に相談した」（31.3%）、「友人・知人に相談した」（25.0%）などの順となっている。

問4 (問3で「14. どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答された方におたずねします。)

あなたが、どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。

(あてはまる番号すべてに○)

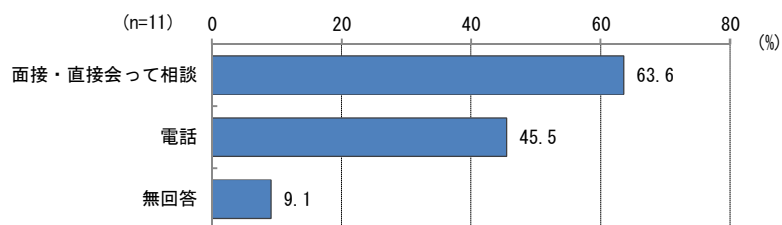


配偶者や交際相手からの暴力をどこ（だれ）にも相談しなかった理由について、半数が「どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから」と回答している。

(2) 広島市配偶者暴力相談支援センターについて

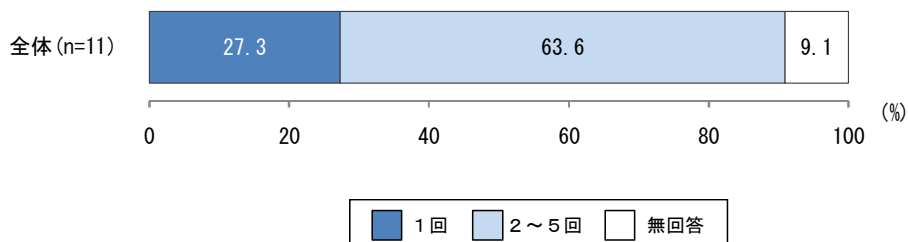
【問3で「1. 広島市配偶者暴力相談支援センターに相談した」と回答された方への質問】

問5 あなたは、「広島市配偶者暴力相談支援センター」へどのような方法で相談をしましたか。
(あてはまる番号すべてに○)



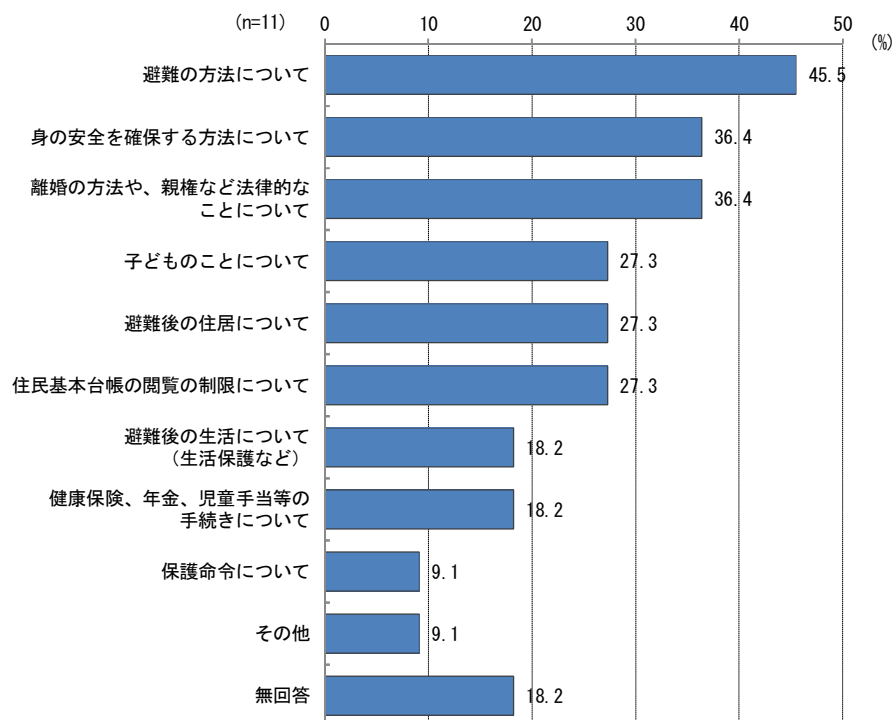
広島市配偶者暴力相談支援センターへの相談方法について、「面接・直接会って相談」との回答が63.6%、「電話」との回答が45.5%となっている。

問6 あなたは、「広島市配偶者暴力相談支援センター」へどれくらいの回数相談をしましたか。
(○印は1つ)



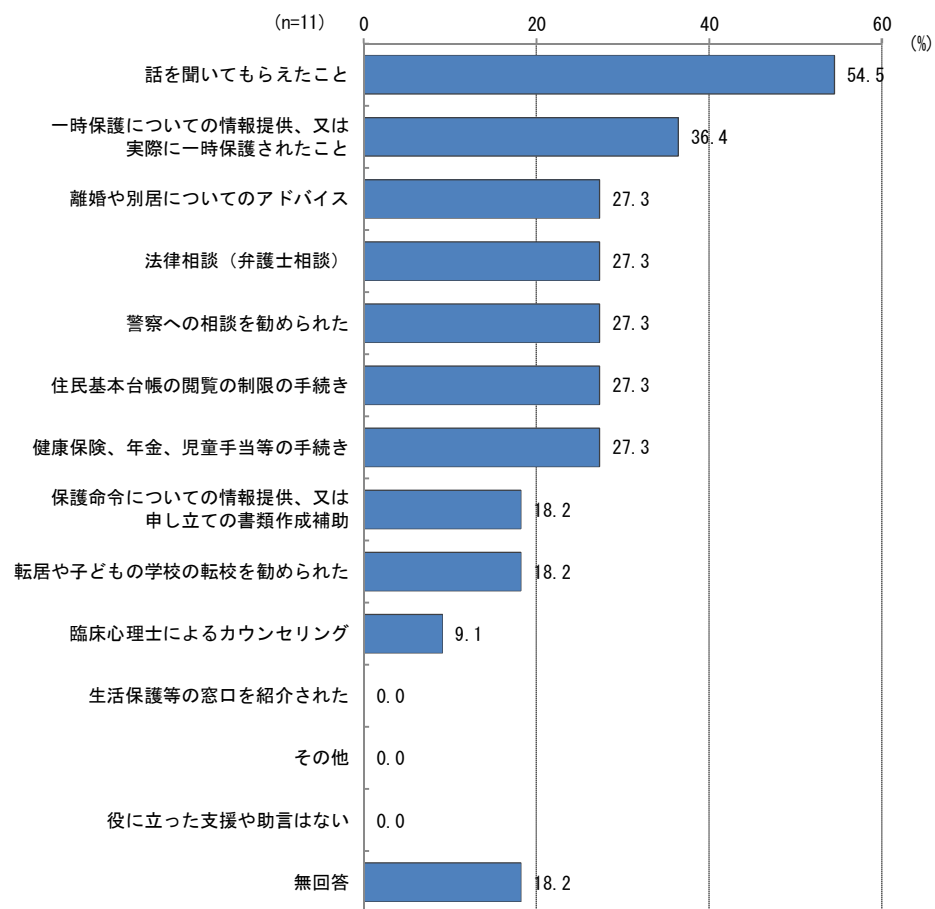
広島市配偶者暴力相談支援センターへの相談回数について、「2～5回」との回答が63.6%、「1回」との回答が27.3%となっており、「6回以上」との回答はなかった。

問7 あなたは、「広島市配偶者暴力相談支援センター」へどのようなことについて、相談しましたか。（あてはまる番号すべてに○）



広島市配偶者暴力相談支援センターへの相談内容について、「避難の方法について」との回答が45.5%と最も高く、次いで「身の安全を確保する方法について」、「離婚の方法や、親権など法律的事項について」（ともに36.4%）などの順となっている。

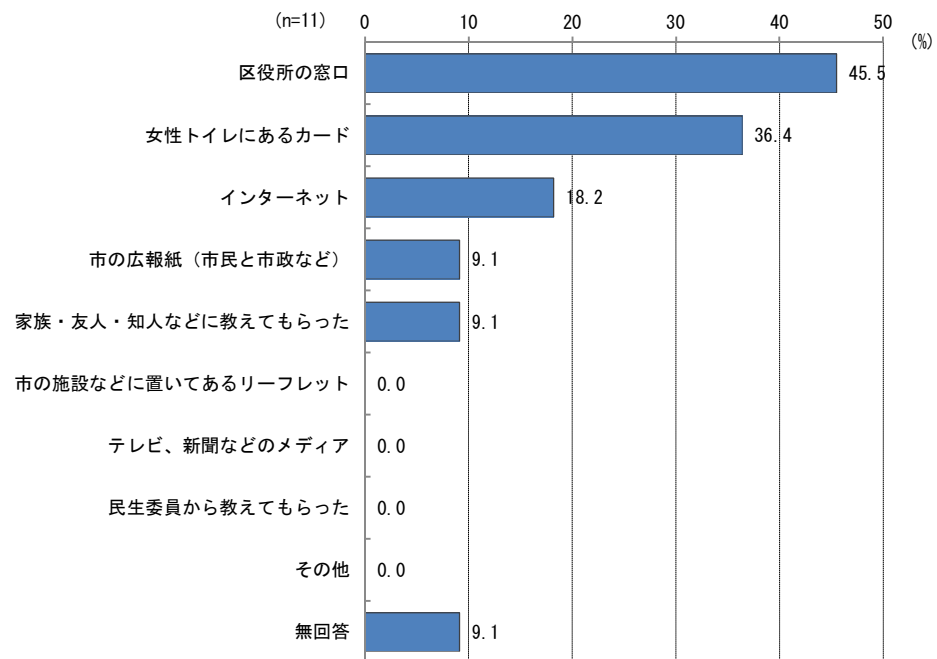
問8 あなたは、どのような支援や助言が役に立ちましたか。(あてはまる番号すべてに○)



広島市配偶者暴力相談支援センターの支援や助言で役立ったことについて、「話を聞いてもらえたこと」との回答が54.5%と最も高く、次いで「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」（36.4%）などの順となっている。

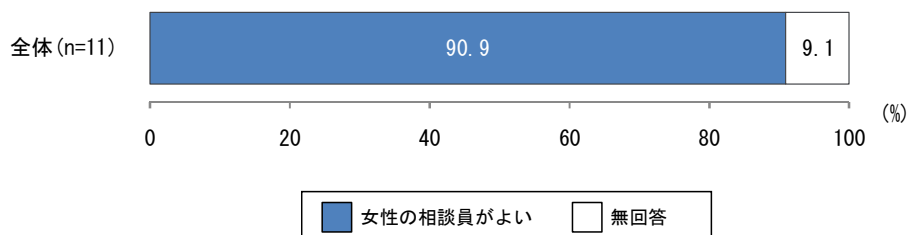
問9 あなたは、広島市配偶者暴力相談支援センターを何で知りましたか。

(あてはまる番号すべてに○)



広島市配偶者暴力相談支援センターを知ったきっかけについて、「区役所の窓口」との回答が45.5%と最も高く、次いで「女性トイレにあるカード」(36.4%)、「インターネット」(18.2%)などの順となっている。

問 10 あなたが相談窓口に相談するときに、相談員の性別の希望はありますか。(○印は1つ)



広島市配偶者暴力相談支援センター相談員の性別の希望について、「女性相談員がよい」との回答が 90.9%となっている。「男性相談員がよい」「どちらでもよい」との回答はみられず、同性の相談員を希望する人が多いことが伺える。

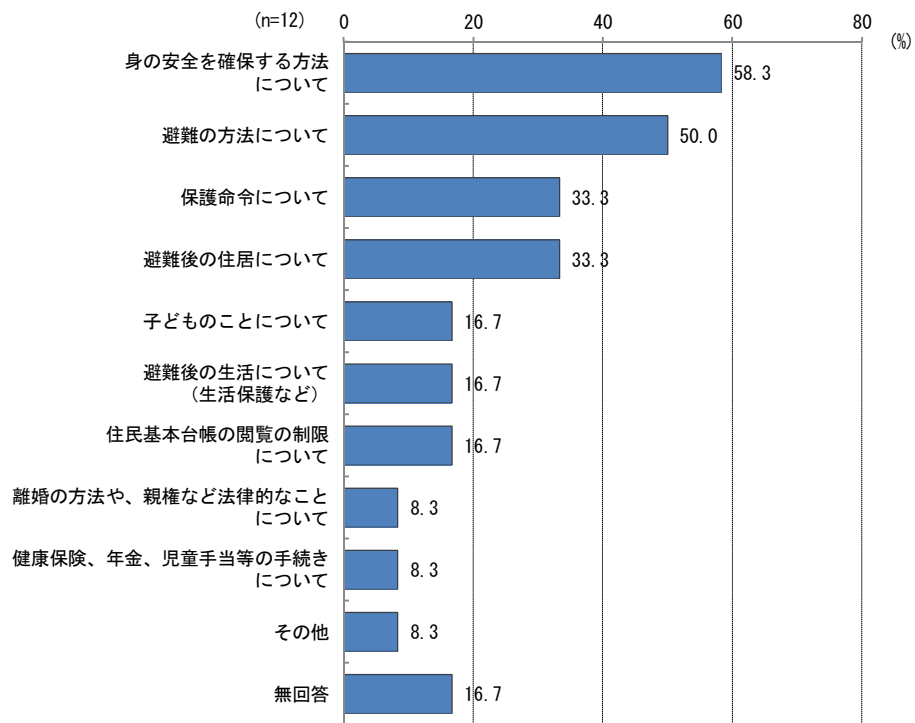
問 11 あなたが広島市配偶者暴力相談支援センターを訪れたときに感じたこと、相談しにくかったと感じた場合はそう思われた理由、改善すべき点などを自由にお書きください。

- 頭が混乱し、話が前後したり、内容が飛んだり支離滅裂な話になってしまいましたが、優しくすべて聞いてくださり話していると落ち着きました。その上で夫の性格や現在の状況について弁護士に相談できることを教わり、今後の身の振り方がわかってきました。もっと早く相談、離婚手続きをすればよかったと思っています。
- 配慮を感じた。
- いろいろ話を聞いてもらい、安心しました。警察は何か起きないと動いてくれませんでした。支援センターがあり本当によかったです。
- 話を聞いてもらいたいし、助けてほしいと思うが、電話することは勇気がいると思う。相談員の方は感じがよかった。
- 生活保護には当てはまらないが、収入が少なく住居費の負担が重いので、将来が不安で相談したが、改善しなかった。市営住宅へ問い合わせしてもらえたが、入居できなかった。他のことに関しても横の繋がりをもっと強化して、相談者の力になってもらいたい。

(3) 広島県西部こども家庭センターや警察について

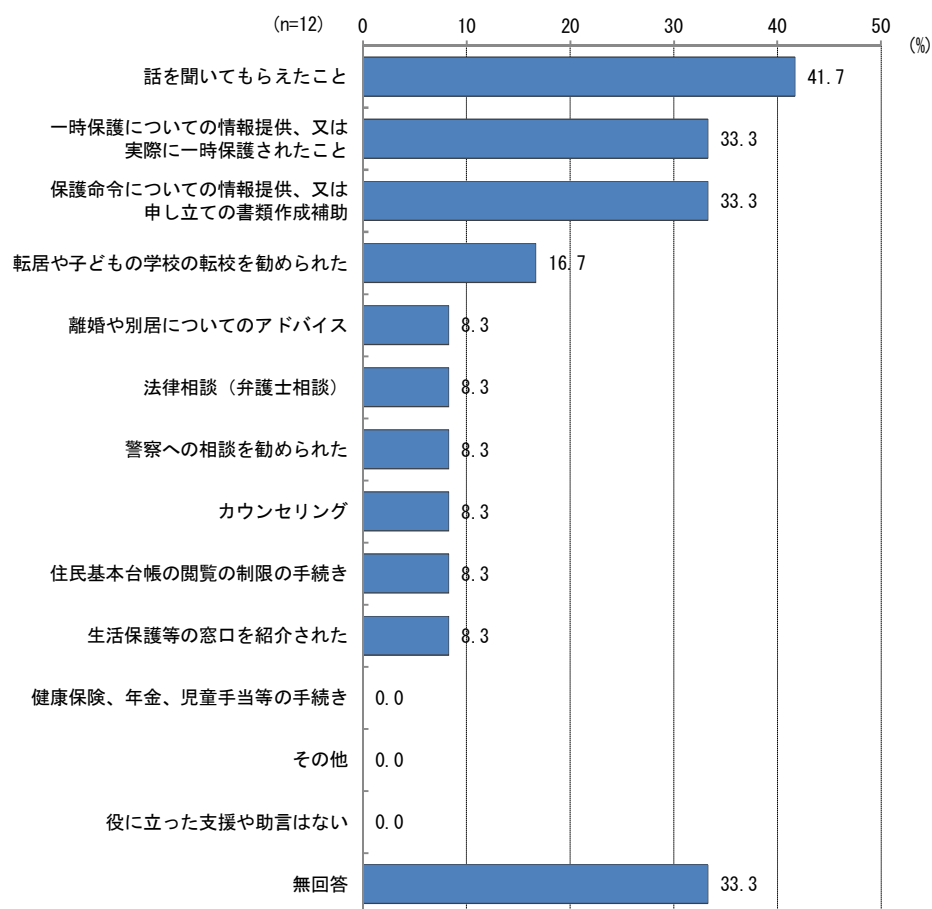
【問3で、「2. 広島県西部こども家庭センターに相談した」又は「3. 警察に連絡・通報し、DVの担当に相談した」と回答された方への質問】

問12 あなたは、広島県西部こども家庭センターや警察へどのようなことについて、相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)



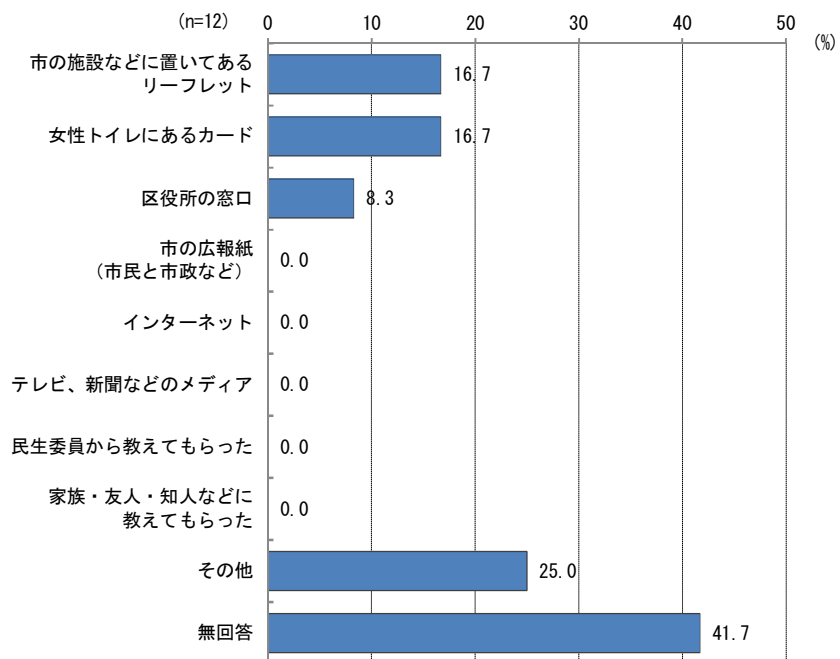
広島県西部こども家庭センターや警察への相談内容について、「身の安全を確保する方法について」との回答が58.3%と最も高く、次いで「避難の方法について」(50.0%)、「保護命令について」、「避難後の住居について」(ともに33.3%)などの順となっている。

問 13 あなたは、広島県西部子ども家庭センターや警察のどのような支援や助言が役に立ちましたか。（あてはまる番号すべてに○）



広島県西部子ども家庭センターや警察の支援や助言で役立ったことについて、「話を聞いてもらえたこと」との回答が41.7%と最も高く、次いで「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」、「保護命令についての情報提供、又は申し立ての書類作成補助」（ともに33.3%）、「転居や子どもの学校の転校を勧められた」（16.7%）などの順となっている。

問 14 あなたは、広島県西部こども家庭センターや警察の相談窓口を何で知りましたか。
(あてはまる番号すべてに○)

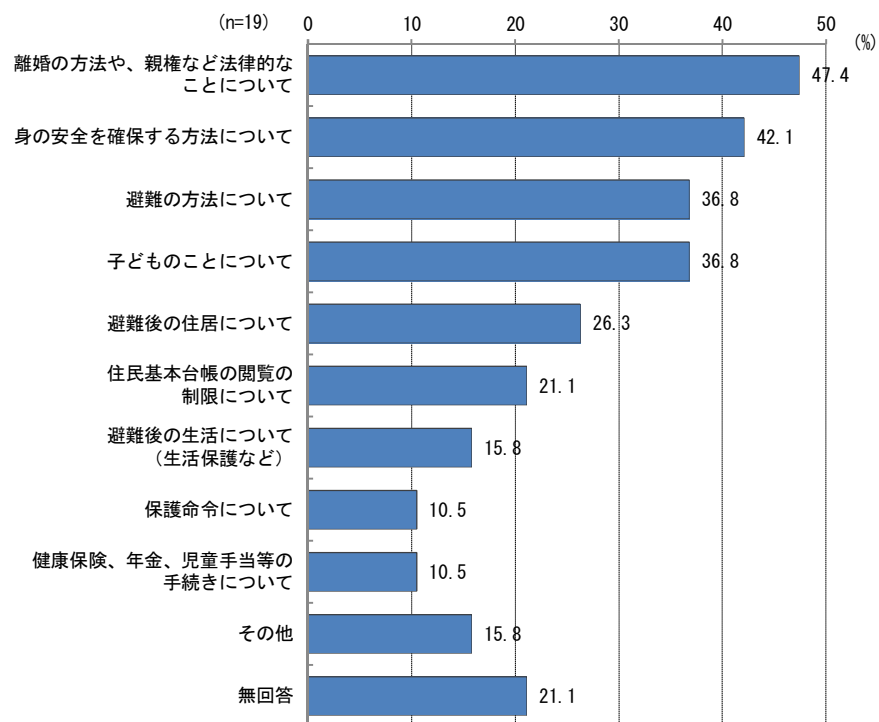


広島県西部こども家庭センターや警察の相談窓口を知ったきっかけについて、「市の施設などに置いてあるリーフレット」、「女性トイレにあるカード」との回答がともに 16.7%と最も高く、次いで「区役所の窓口」(8.3%)となっている。「その他」の中には「警察」との回答があった。

(4) その他の相談先について

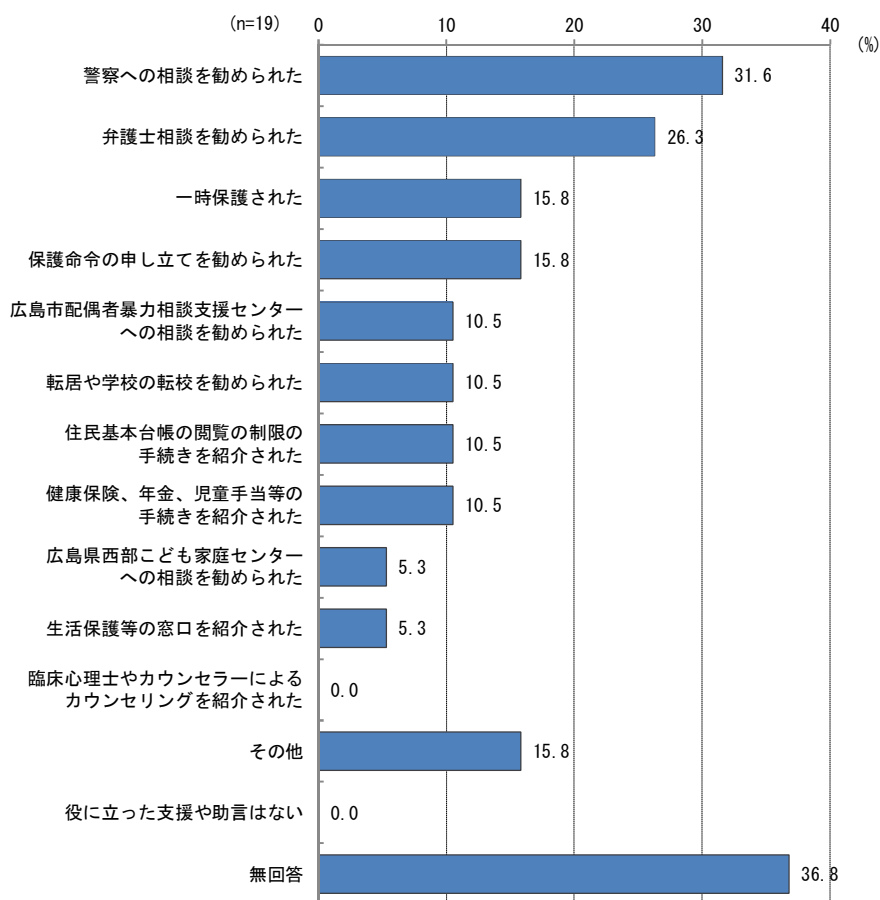
【問3で4～13と回答された方への質問】

問15 あなたは、広島市配偶者暴力相談支援センターや広島県西部こども家庭センター、警察以外へどのようなことについて、相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)



広島市配偶者暴力相談支援センターや広島県西部こども家庭センター、警察以外への相談内容について、「離婚の方法や、親権など法律的なことについて」との回答が47.4%と最も高く、次いで「身の安全を確保する方法について」(42.1%)、「避難の方法について」、「子どものことについて」(ともに36.8%)などの順となっている。

問 16 あなたは、広島市配偶者暴力相談支援センターや広島県西部こども家庭センター、警察以外の相談でどのような支援や助言が役に立ちましたか。（あてはまる番号すべてに○）



広島市配偶者暴力相談支援センターや広島県西部こども家庭センター、警察以外の相談で役立った支援や助言について、「警察への相談を勧められた」との回答が31.6%と最も高く、次いで「弁護士相談を勧められた」(26.3%)、「一時保護された」、「保護命令の申し立てを勧められた」(ともに15.8%)などの順となっている。「その他」の中には「シェルターへの入居方法」や「現状からの脱却について」などの回答があった。

3 一時保護について

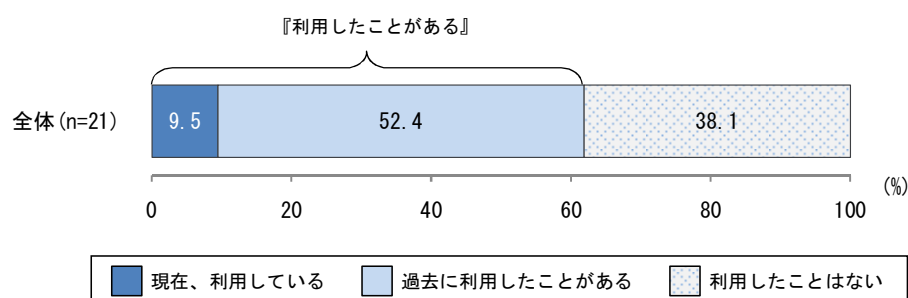
問 17 あなたは、被害者の安全を確保するための一時保護施設を知っていますか。(○印は1つ)



一時保護施設の認知度について、「知っている」との回答が65.6%、「知らない」との回答が21.9%となっている。

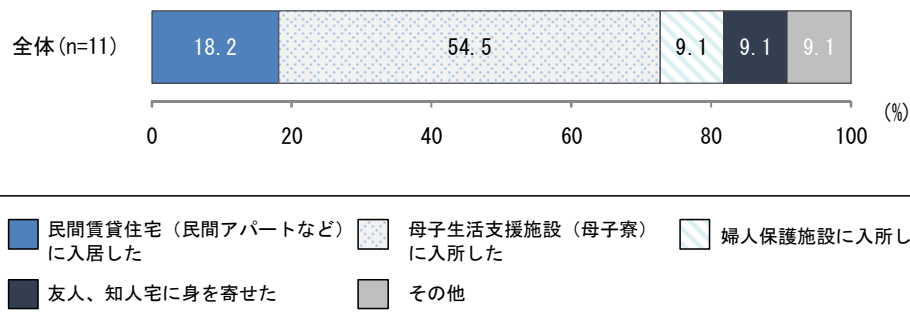
問 18 (問 17 で「1. 知っている」と回答された方におたずねします。)

あなたはこれまでに配偶者(交際相手)の暴力から避難するために、一時保護施設を利用したことがありますか。(○印は1つ)



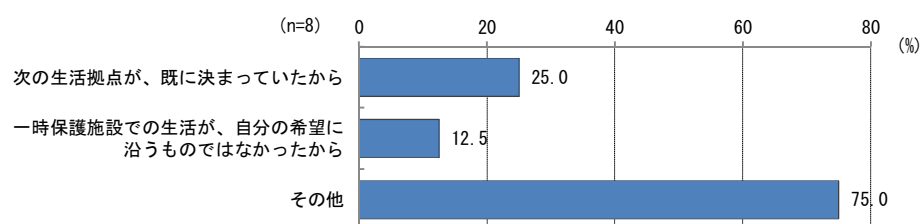
一時保護施設の利用状況について、『利用したことがある』(「現在、利用している」と「過去に利用したことがある」を合わせた割合)との回答が61.9%、「利用したことはない」との回答が38.1%となっている。

問 19 (問 18 で「2. 過去に利用したことがある」と回答された方におたずねします。)
あなたは施設を出た後、どうしましたか。(○印は1つ)



施設退所後の生活状況について、「母子生活支援施設（母子寮）に入所した」との回答が54.5%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅（民間アパートなど）に入居した」（18.2%）などの順となっている。また、「公的賃貸住宅（公営住宅など）に入居した」、「民間シェルターやその関連施設に入所した」、「実家、親せき、別居の子ども宅に身を寄せた」、「配偶者（交際相手）のもとへ戻った」との回答はなかった。

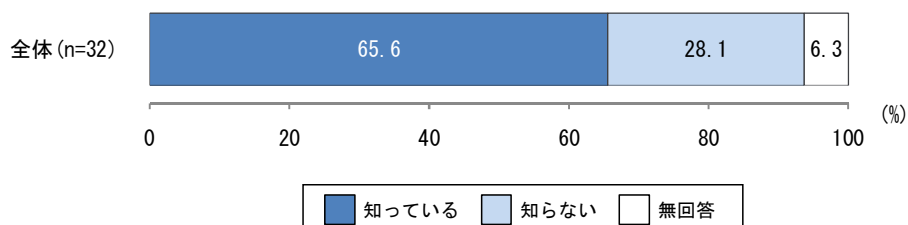
問 20 (問 18 で「3. 利用したことはない」と回答された方におたずねします。)
あなたが一時保護施設を利用しなかったのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○)



一時保護施設を利用しなかった理由について、「次の生活拠点が、既に決まっていたから」との回答が25.0%、「一時保護施設での生活が、自分の希望に沿うものではなかったから」との回答が12.5%となっている。「その他」の中には「当時は一時保護のことを知らなかった」、「仕事をしていいたから」、「足が悪く、必要な家具等があったから」などの回答があった。

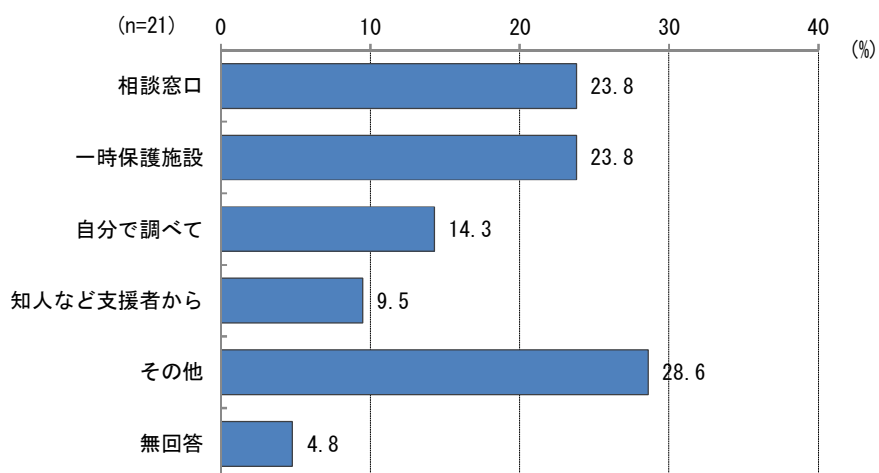
4 保護命令について

問 21 あなたは、保護命令制度について知っていますか。(○印は1つ)



保護命令制度の認知度について、「知っている」との回答が 65.6%、「知らない」との回答が 28.1%となっている。

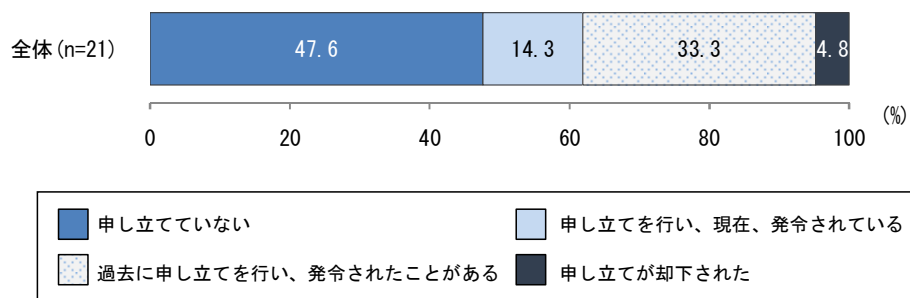
問 22 (問 21 で「1. 知っている」と回答された方におたずねします。)
あなたは、保護命令をどこで知りましたか。(あてはまる番号すべてに○)



保護命令を知ったきっかけについて、「相談窓口」、「一時保護施設」との回答がともに 23.8%と最も高く、次いで「自分で調べて」(14.3%)、「知人など支援者から」(9.5%) の順となっている。「相談窓口」では「区役所」、「警察」などの回答があった。また、「その他」の中では「弁護士」や「仕事の関係で知った」などの回答があった。

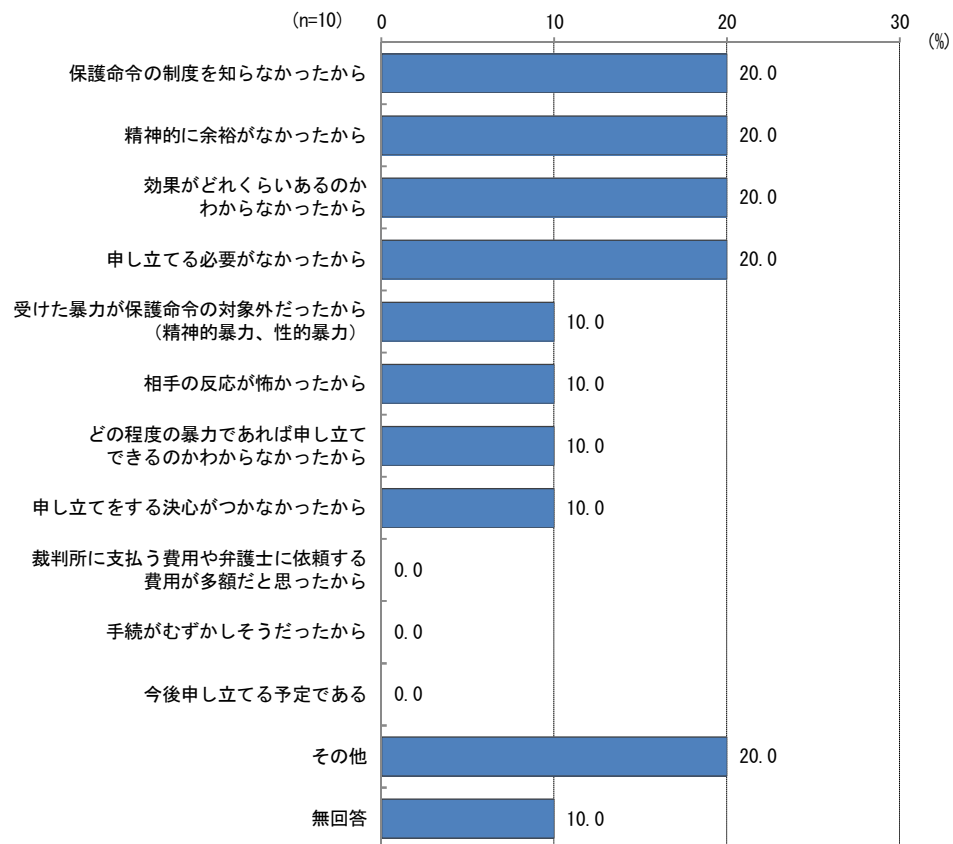
問 23 （問 21 で「1. 知っている」と回答された方におたずねします。）

あなたは、裁判所に対して、保護命令の申し立てをしましたか。（○印は1つ）



保護命令の申し立ての有無について、「申し立てていない」との回答が47.6%と最も高く、次いで「過去に申し立てを行い、発令されたことがある」(33.3%)、「申し立てを行い、現在、発令されている」(14.3%)などの順となっている。また、「申し立てを行い、現在裁判所で審理中である」、「申し立てを取り下げた」との回答はなかった。

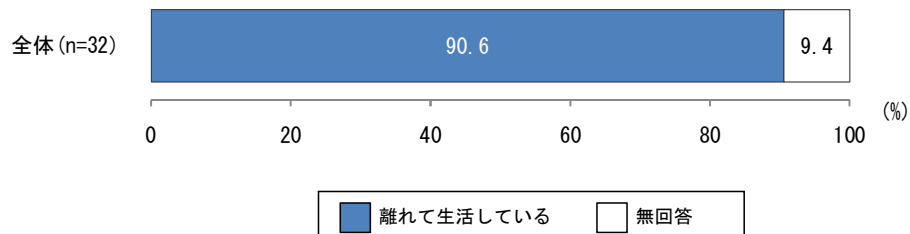
問 24 (問 23 で「1. 申し立てていない」と回答された方におたずねします。)
 あなたが、保護命令を申し立てていないのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○)



保護命令を申し立てていない理由について、「保護命令の制度を知らなかったから」、「精神的に余裕がなかったから」、「効果がどれくらいあるのかわからなかったから」、「申し立てる必要がなかったから」との回答がいずれも 20.0%と高くなっている。

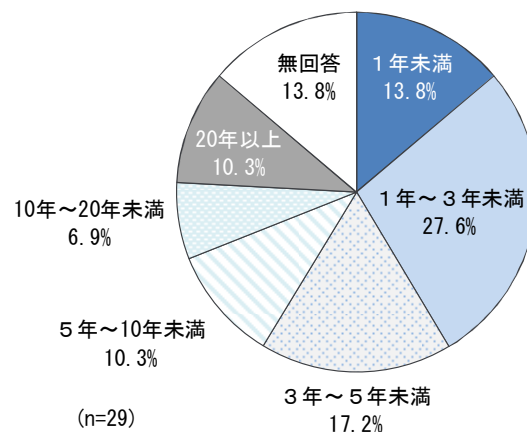
5 現在の状況について

問 25 あなたと配偶者（交際相手）との現在の関係について、おたずねします。（○印は1つ）



配偶者（交際相手）との現在の関係について、「離れて生活している」との回答が9割を超え最も高くなっている。また、「離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」、「同居している」との回答はなかった。

【離れて生活している期間】



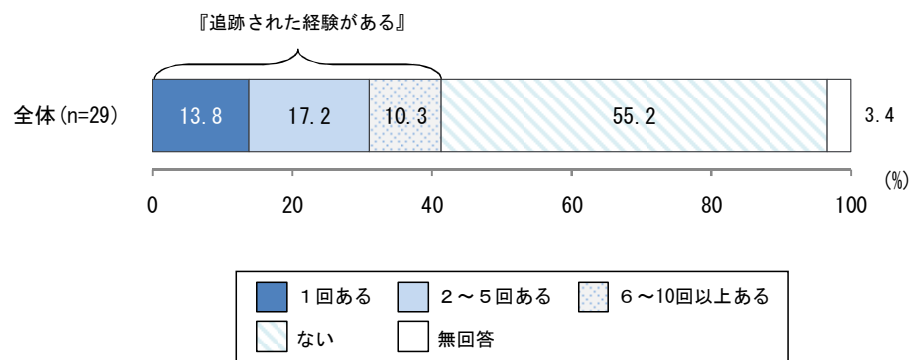
配偶者（交際相手）と離れて生活している期間について、「1年～3年未満」との回答が27.6%と最も高く、次いで「3年～5年未満」（17.2%）、「1年未満」（13.8%）などの順となっている。

問 26 (問 25 で「1. 離れて生活している」又は「2. 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」と回答された方におたずねします。)

配偶者(交際相手)から追跡された経験がありますか。ある場合、時期も記入してください。

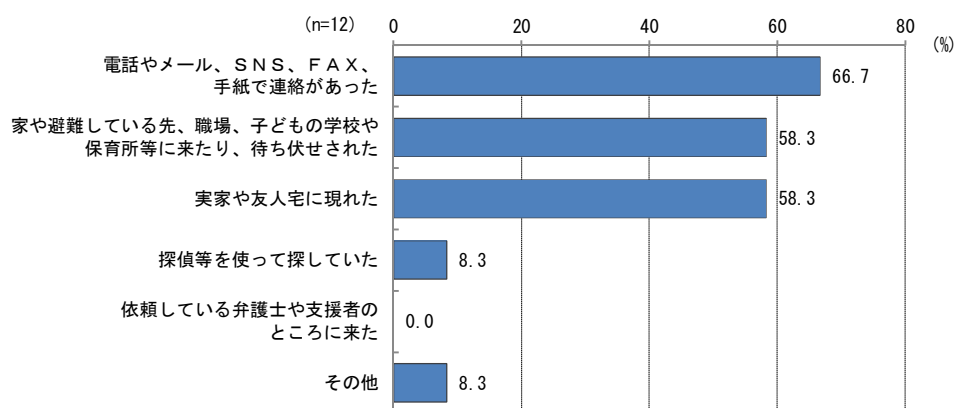
2 回以上追跡された経験がある場合は、直近の追跡された時期を記入してください。

(○印は 1 つ)



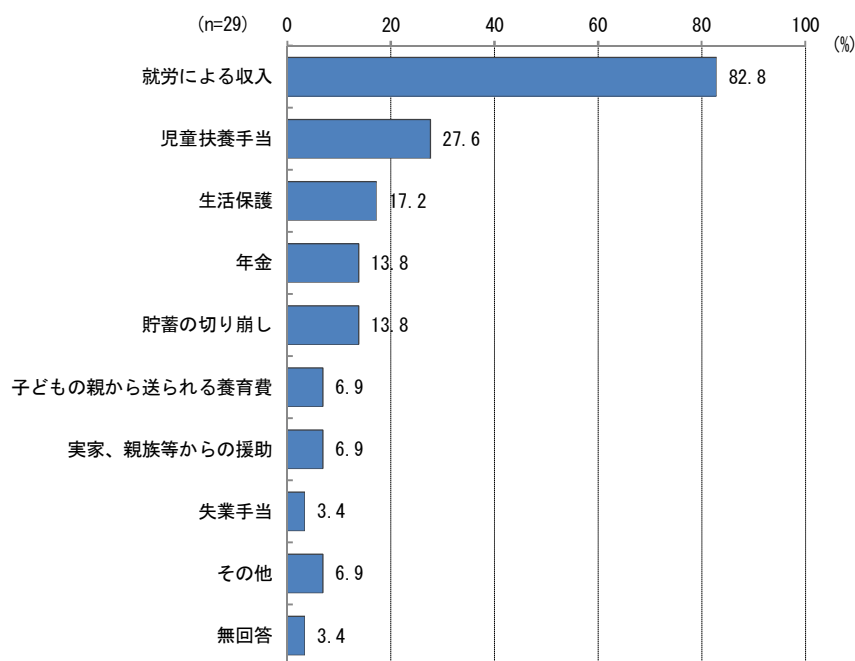
配偶者(交際相手)から追跡された経験の有無について、『ある』(「1回ある」と「2～5回ある」と「6～10回以上ある」を合わせた割合)との回答が 41.3%、「ない」との回答が 55.2%となっている。追跡された経験がある人の中では、「2～5回ある」との回答が 17.2%と最も高くなっている。

問 27 (問 26 で「1. 1 回ある」、「2. 2～5 回ある」、「3. 6～10 回以上ある」と回答された方におたずねします。)
追跡の具体的な内容はどのようなものですか。(あてはまる番号すべてに○)



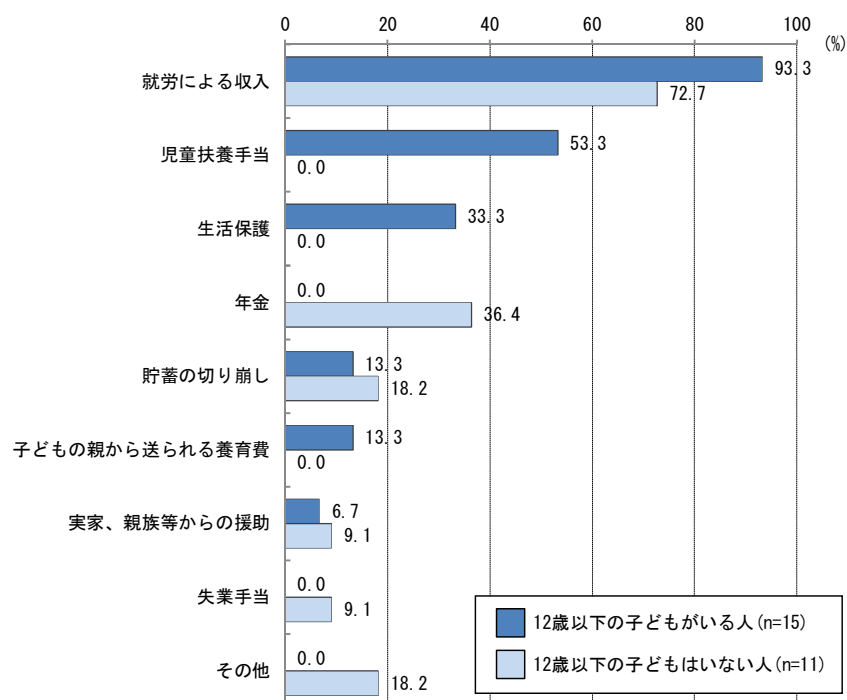
追跡の具体的な内容について、「電話やメール、SNS、FAX、手紙で連絡があった」との回答が 66.7%と最も高く、次いで「家や避難している先、職場、子どもの学校や保育所等に来たり、待ち伏せされた」、「実家や友人宅に現れた」（ともに 58.3%）などの順となっている。

問 28 (問 25 で「1. 離れて生活している」又は「2. 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」と回答された方におたずねします。)
あなたは、現在、生活費はどのようにまかなっていますか。(あてはまる番号すべてに○)



現在の生活費の状況について、「就労による収入」との回答が 82.8%と最も高く、次いで「児童扶養手当」(27.6%)、「生活保護」(17.2%) などの順となっている。

【図 生活費の状況（12歳以下の子どもの有無別）】

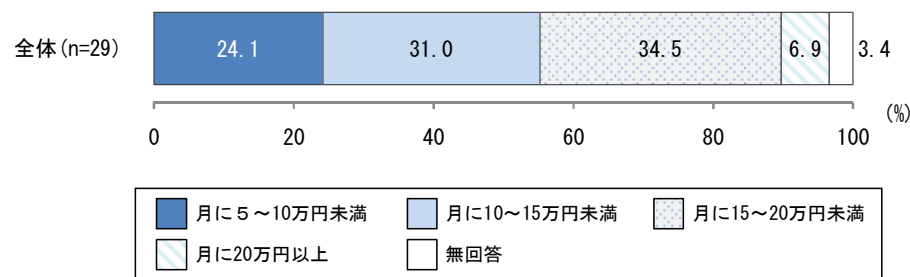


生活費の状況について、12歳以下の子どもの有無別にみると、「就労による収入」との回答は12歳以下の子どもがいる人（93.3%）が12歳以下の子どもはいない人（72.7%）を20.6ポイント上回っている。また、12歳以下の子どもはいない人では、「児童扶養手当」、「生活保護」との回答はなかった。

問 29 (問 25 で「1. 離れて生活している」又は「2. 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」と回答された方におたずねします。)

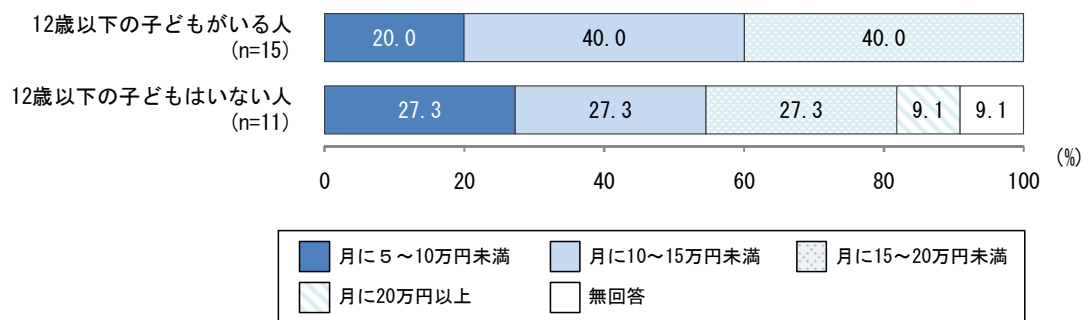
あなたの現在の収入についておたずねします。(○印は1つ)

※収入には、就労による収入、生活保護費、児童扶養手当、年金、子の父から送られる養育費、実家・親等からの援助が含まれます。



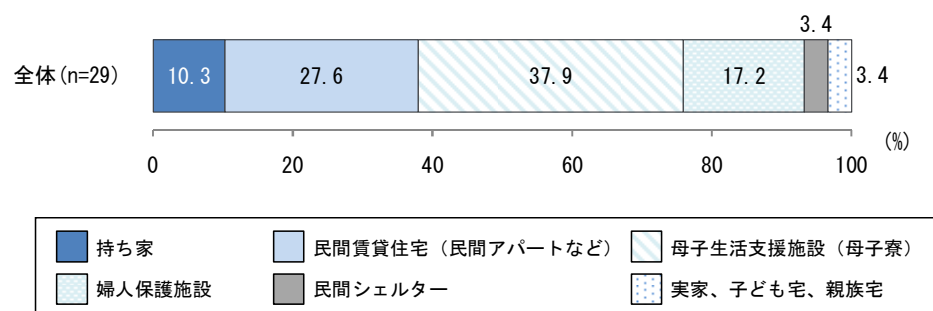
現在の収入について、「月に15～20万円未満」との回答が34.5%と最も高く、次いで「月に10～15万円未満」(31.0%)、「月に5～10万円未満」(24.1%)などの順となっている。また、「月に5万円未満」との回答はなかった。

【図 現在の収入 (12歳以下の子どもの有無別)】



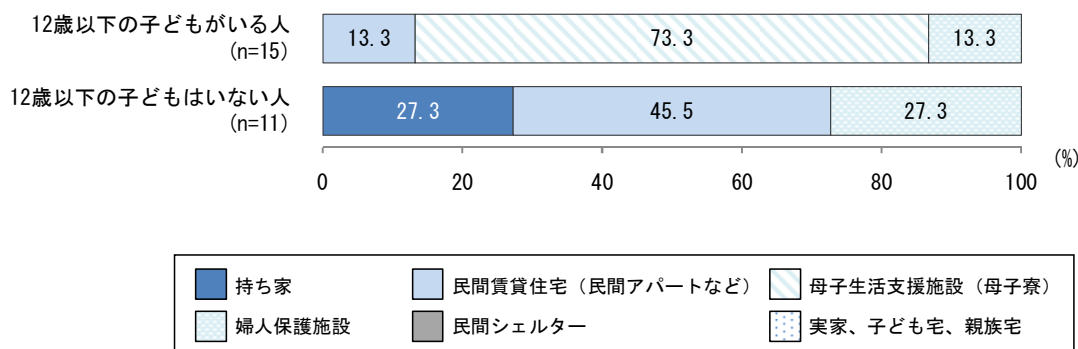
現在の収入について、12歳以下の子どもの有無別にみると、「月に15～20万円未満」、「月に10～15万円未満」との回答は12歳以下の子どもがいる人(40.0%)が12歳以下の子どもはいない人(27.3%)をともに12.7ポイント上回っている。また、「月に5万円未満」との回答はなかった。

問 30 (問 25 で「1. 離れて生活している」又は「2. 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」と回答された方におたずねします。)
あなたの現在のお住まいについておたずねします。(○印は1つ)



現在の住まいについて、「母子生活支援施設 (母子寮)」との回答が 37.9%と最も高く、次いで「民間賃貸住宅 (民間アパートなど)」(27.6%)、「婦人保護施設」(17.2%) などの順となっている。また、「公的賃貸住宅 (公営住宅など)」、「友人、知人宅」、「その他」との回答はなかった。

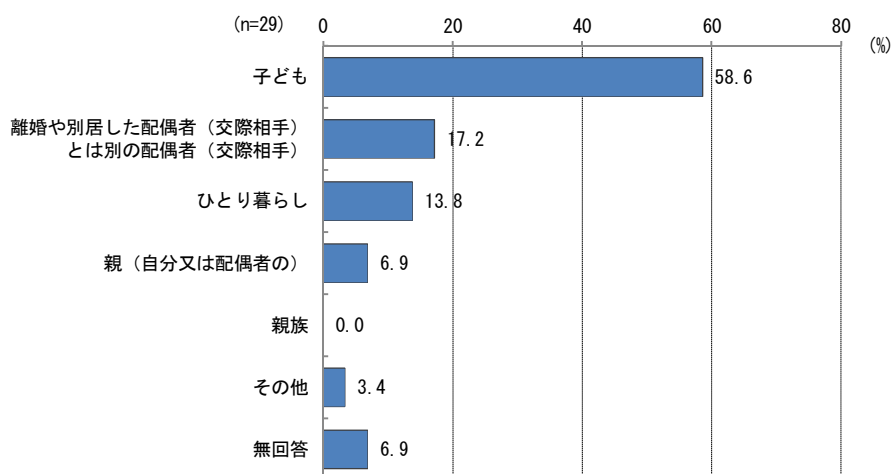
【図 現在の住まい (12 歳以下の子どもの有無別)】



現在の住まいについて、12 歳以下の子どもの有無別にみると、12 歳以下の子どもがいる人では「母子生活支援施設 (母子寮)」との回答が 73.3%と最も高く、12 歳以下の子どもはいない人では「民間賃貸住宅 (民間アパートなど)」との回答が 45.5%と最も高くなっている。また、「持ち家」との回答は 12 歳以下の子どもはいない人では約 3 割いるものの、12 歳以下の子どもがいる人では「持ち家」との回答はなかった。

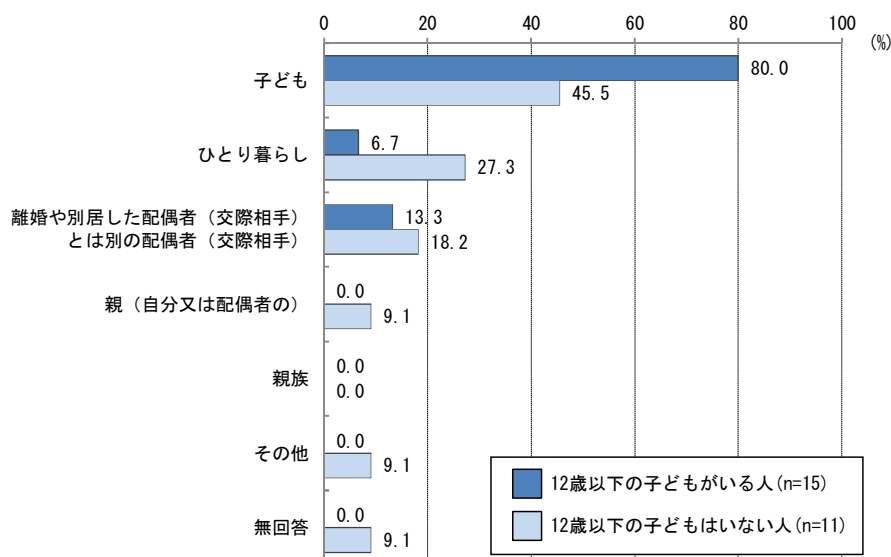
問 31 (問 25 で「1. 離れて生活している」又は「2. 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている」と回答された方におたずねします。)

あなたは現在だれと一緒に住んでいますか。(あてはまる番号すべてに○)



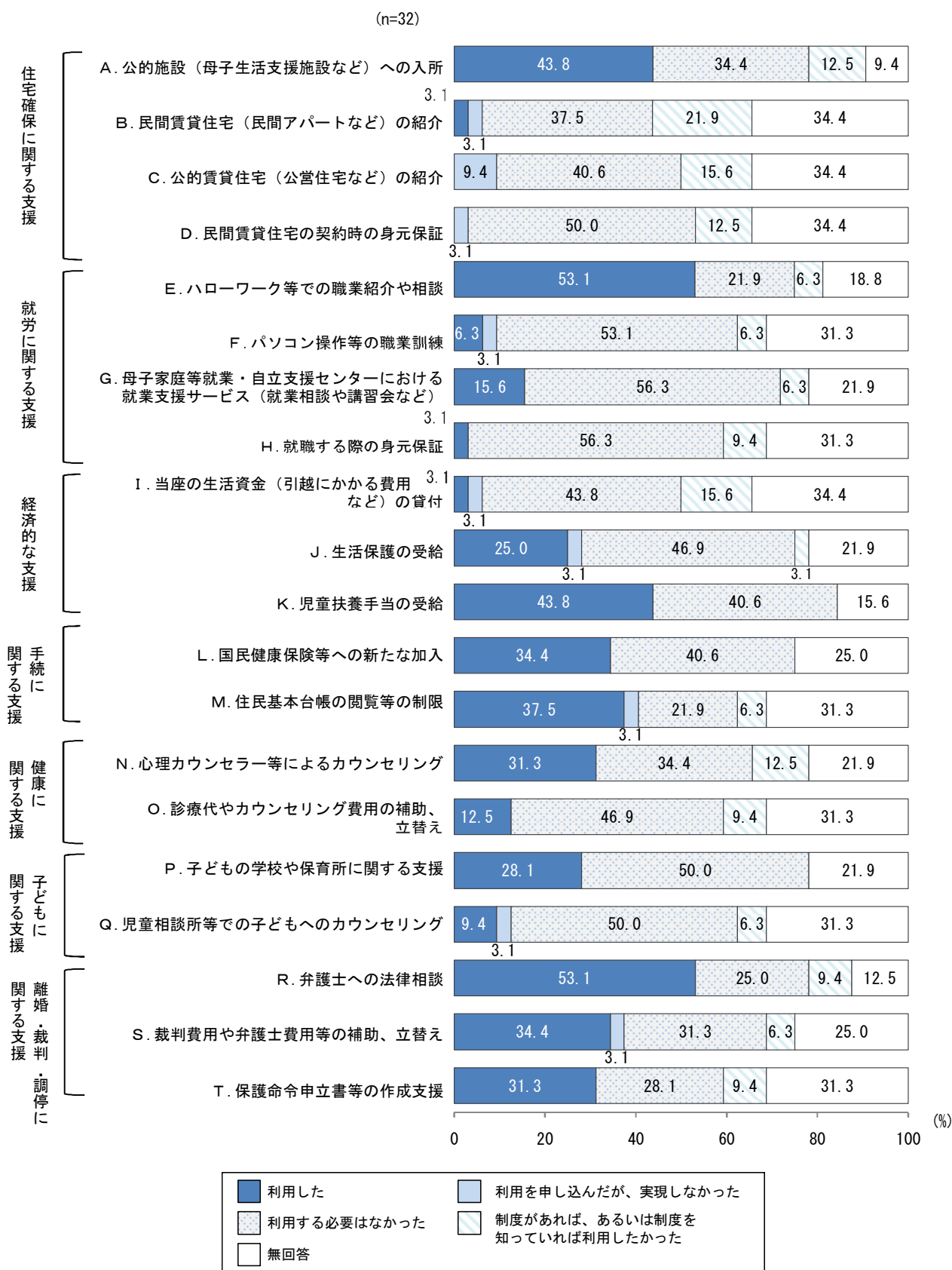
現在の同居者について、「子ども」との回答が 58.6%と最も高く、次いで「離婚や別居した配偶者 (交際相手) とは別の配偶者 (交際相手)」(17.2%)、「ひとり暮らし」(13.8%) などの順となっている。

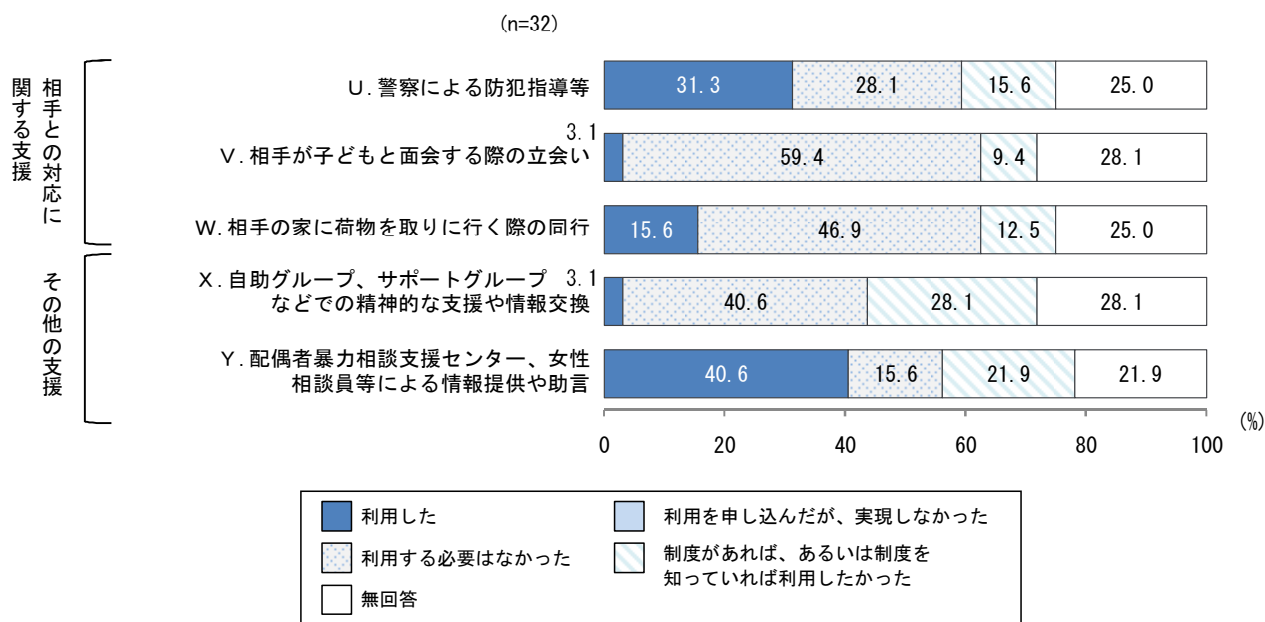
【図 現在の同居者 (12 歳以下の子どもの有無別)】



現在の同居者について、12 歳以下の子どもの有無別にみると、「子ども」との回答は 12 歳以下の子どもがいる人 (80.0%) が 12 歳以下の子どもはいない人 (45.5%) を 34.5 ポイント、「ひとり暮らし」との回答は 12 歳以下の子どもはいない人 (27.3%) がいる人 (6.7%) を 20.6 ポイント上回っている。

問 32 これまでに、あなたが利用した支援には何がありますか。AからYのそれぞれについて、お答えください。(○印はそれぞれ1つ)



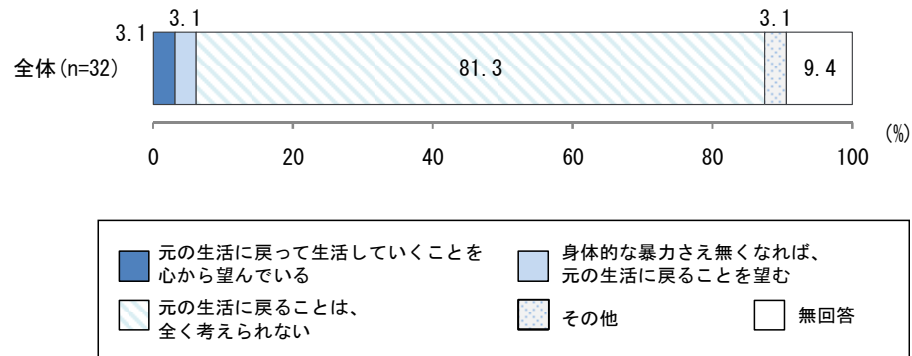


支援の利用状況について、「利用した」との回答は「ハローワーク等での職業紹介や相談」、「弁護士への法律相談」で5割台半ば、「公的施設（母子生活支援施設など）への入所」、「児童扶養手当の受給」で4割台半ばと高くなっている。また、「制度があれば、あるいは制度を知っていれば利用したかった」との回答は「自助グループ、サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換」で約3割、「民間賃貸住宅（民間アパートなど）の紹介」、「配偶者暴力相談支援センター、女性相談員等による情報提供や助言」で約2割と他の項目に比べ高くなっている。

問 32-2 これまでに、A～Yの選択肢以外で利用した支援がありましたら、具体的にお書きください。

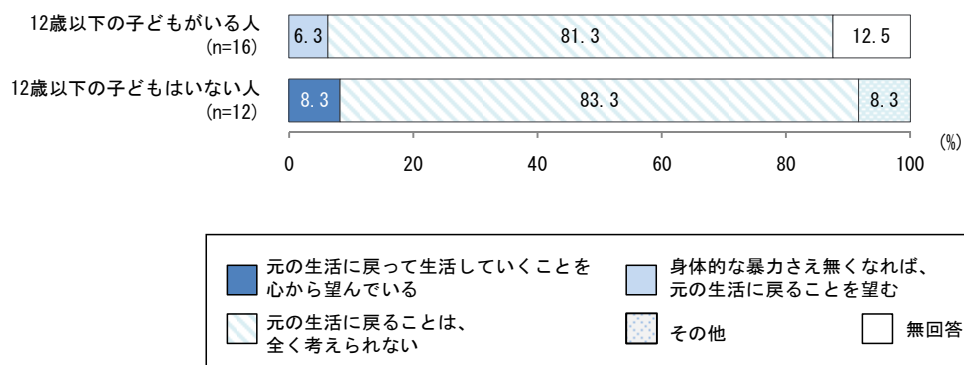
- 子どもが情緒不安定になり、学校からのすすめで小児心療内科へ一年間カウンセリングに通い、途中から自立支援を受けた。母親である私自身もショックから精神的な病気になり、自立支援を受け通院中。

問 33 あなたは、もし配偶者（交際相手）からの暴力がなくなった場合、元の生活に戻りたいですか。（○印は1つ）



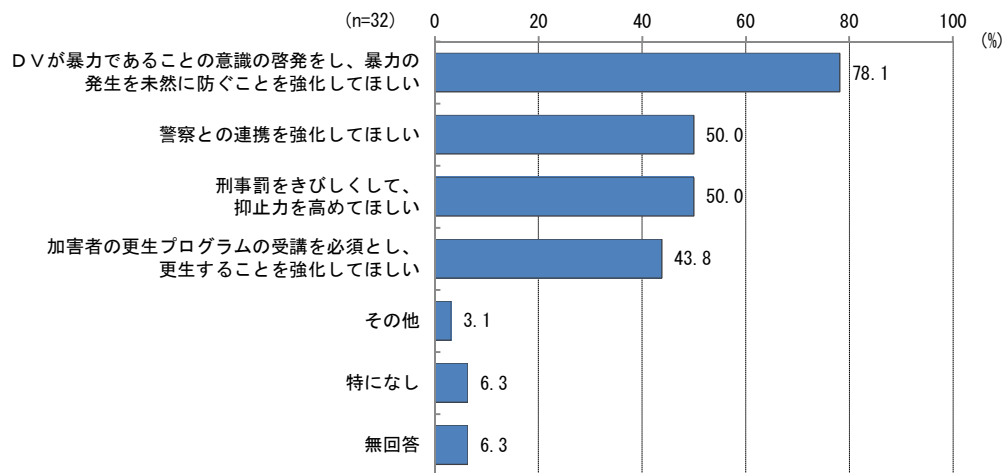
暴力がなくなった場合、元の生活に戻りたいかについて、「元の生活に戻ることは、全く考えられない」との回答が81.3%と8割を超え、最も高くなっている。また、「子どもの将来のことを考えると、元の生活に戻ることが望ましい」との回答はなかった。

【図 暴力がなくなった場合、元の生活に戻りたいか（12歳以下の子どもの有無別）】



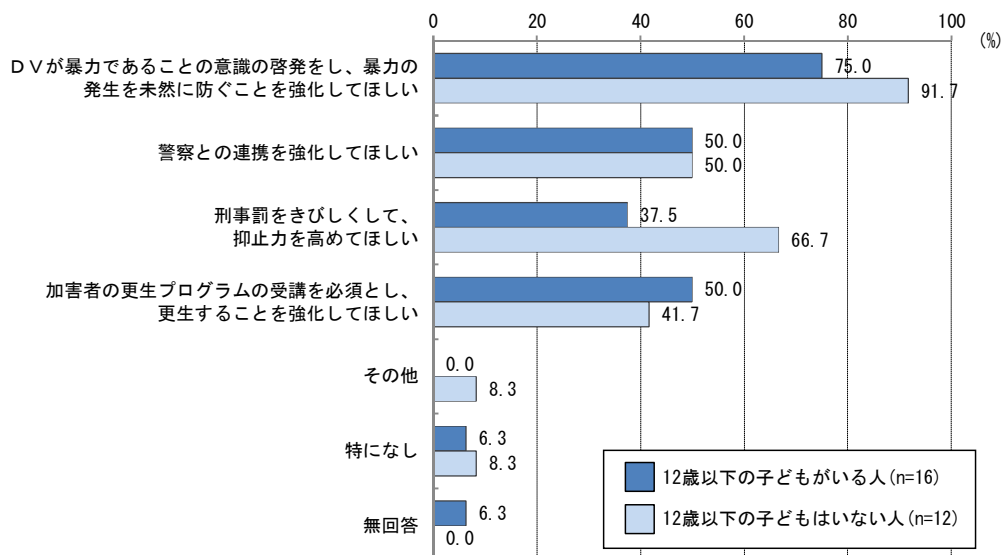
暴力がなくなった場合、元の生活に戻りたいかについて、12歳以下の子どもの有無に関係なく「元の生活に戻ることは、全く考えられない」との回答が8割台と最も高くなっている。

問 34 あなたは、配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政にどのようなことを望みますか。（あてはまる番号すべてに○）



配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政に望むことについて、「DVが暴力であることの意識の啓発をし、暴力の発生を未然に防ぐことを強化してほしい」との回答が78.1%と最も高く、次いで「警察との連携を強化してほしい」、「刑事罰をきびしくして、抑止力を高めてほしい」（ともに50.0%）、「加害者の更生プログラムの受講を必須とし、更生することを強化してほしい」（43.8%）などの順となっている。

【配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政に望むこと（12歳以下の子どもの有無別）】



配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政に望むことについて、12歳以下の子どもの有無別にみると、「DVが暴力であることの意識の啓発をし、暴力の発生を未然に防ぐことを強化してほしい」との回答は12歳以下の子はいない人（91.7%）がいる人（75.0%）を16.7ポイント、「刑事罰をきびしくして、抑止力を高めてほしい」との回答は12歳以下の子はいない人（66.7%）がいる人（37.5%）を29.2ポイント上回っている。一方、「加害者の更生プログラムの受講を必須とし、更生をするを強化してほしい」との回答は12歳以下の子がいる人（50.0%）がいらない人（41.7%）を8.3ポイント上回っている。

問 35 あなたが、現在（又はDV被害を受けた当時）DVについて行政に思うことや望むことについて、自由にお書きください。

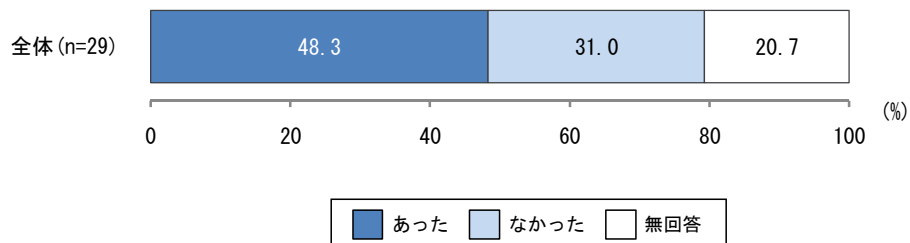
- 相手方が地位を利用して差別してきたりする場合は、自分を正当化して周りも味方にしてしまう。行政だけはまどわされず平等に考えてほしい。
- 旦那がDVを認めず、被害届を出したが結局裁判にならず終わった。こちらが苦しんだ分、旦那にも何かしらの罰を与えてほしかった。
- 暴力を受け、警察を呼んでも夫婦の問題のため話し合うよう言われた。怖かったが、どうすることもできず、配偶者の顔色をうかがいながら生活をしていた。私のように行政の支援があることを知らない人は多いと思う。もっと伝えていくべきだと思う。
- 警察の方ももう少し協力してほしい。
- 助けを求める場所がわからない。本当に大怪我をしないと警察は動いてくれない。
- 暴言や無視、経済的に苦しめること、子どもたちへの心のダメージ、それらすべてDVであることを社会や学校の授業で必須とし学んでほしい。私自身精神的なものもDVになると友人に聞くまでわからず、ストレスから病気になった自分を責め続けた。父親の子どもへの養育の責任感がなく、相談先の心療内科でも夫の学歴を聞いたとたん夫が正しいと言われ泣いて帰った。育児の大変さを理解していない社会全体を行政で改善してほしい。
- 加害者に対して定期的、強制的に更生プログラムを受講させてほしい。受講しなければペナルティーを！
- 相談するところがわからず、知人の紹介で何とか支援していただけるNPOを利用できた。金銭的なことや、どんな支援、サービスがあるのかなど、もっと情報がわかりやすくなればいいと思う。
- 私がそうだったように、多くの方が「これはDVなのか、しかし自分にも問題があるし…」と考え、逃げだす選択をしていないのだと思います。必ずしもわかりやすい暴力だけがDVというわけではなく、いろいろな形があり、少しでもつらい思いを抱えている人がいれば気軽に相談できるようなサービスはないか、それをどうやってその人たちに伝えられるかだと思います。女子トイレに貼ってあるカードは私にとってはとても良かったです。
- 家庭の事情だからと、相談しても軽くあしらわれてしまう。融通を効かせてくれることなく、マニュアル通りの対応なので本当に必要な人に届かないと思う。
- 被害者が強く意思を持たなければ相談などもできないと思うので、「その行動がDVですよ」と言うような啓発活動がもっとあればよいと思う。
- 精神的DV、性的DVは夫婦なら我慢することだとずっと思っていた。しかし、それは間違いだと心の底から理解させてほしい。「言葉で言うだけの何が悪い！」と開き直っている夫に理解させてほしい。

- 今は離婚し、子どもの親権についても無事終わり、親子三人で母子寮にお世話になっています。とても安心して生活ができています。
- DVを受けていた自分を恥じてしまい、人に言いにくい。逃げるところがなかった。

6 子どもについて

【お子さんがいらっしゃる方への質問】

問 36 配偶者（交際相手）からの暴力をお子さんが見た場合、これは児童への心理的な虐待に当たりますが、お子さんの目の前で、配偶者（交際相手）からあなたへの暴力がありましたか。



配偶者（交際相手）からの子どもの前での暴力の有無について、「あった」との回答が 48.3%、「なかった」との回答が 31.0%となっている。

《子どもの目の前で配偶者（交際相手）からの暴力の内容》

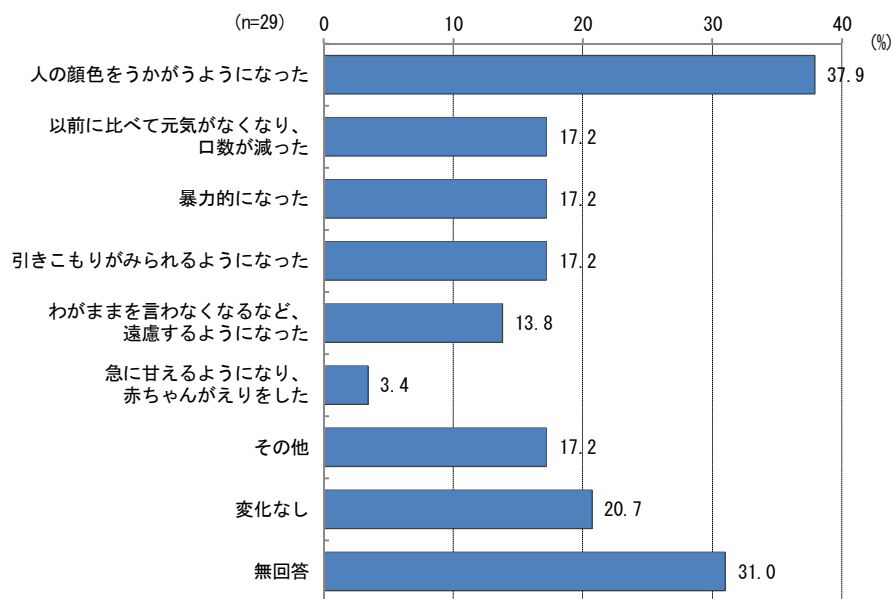
●身体的暴力（9件）

殴る、蹴る、服に火をつける、全身あざだらけになるくらいの暴力、首を絞め投げ飛ばす、足で顔面を蹴られたなど。

●精神的暴力（9件）

大声で怒鳴る、無視、「死ね」、「殺す」などの暴言、子どもにも「犬以下」「他人」などの暴言、孫の目の前で怒鳴り散らし、孫へも無視をしたりするなど。

問 37 お子さんの状況について、どのような影響がみられましたか。(あてはまる番号すべてに○)



子どもへの影響について、「人の顔をうかがうようになった」との回答が 37.9%と最も高く、次いで「以前に比べて元気がなくなり、口数が減った」、「暴力的になった」、「引きこもりがみられるようになった」(いずれも 17.2%)、「わがママを言わなくなるなど、遠慮するようになった」(13.8%) などの順となっている。

【図 子どもの影響（子どもへの暴力の有無別）】

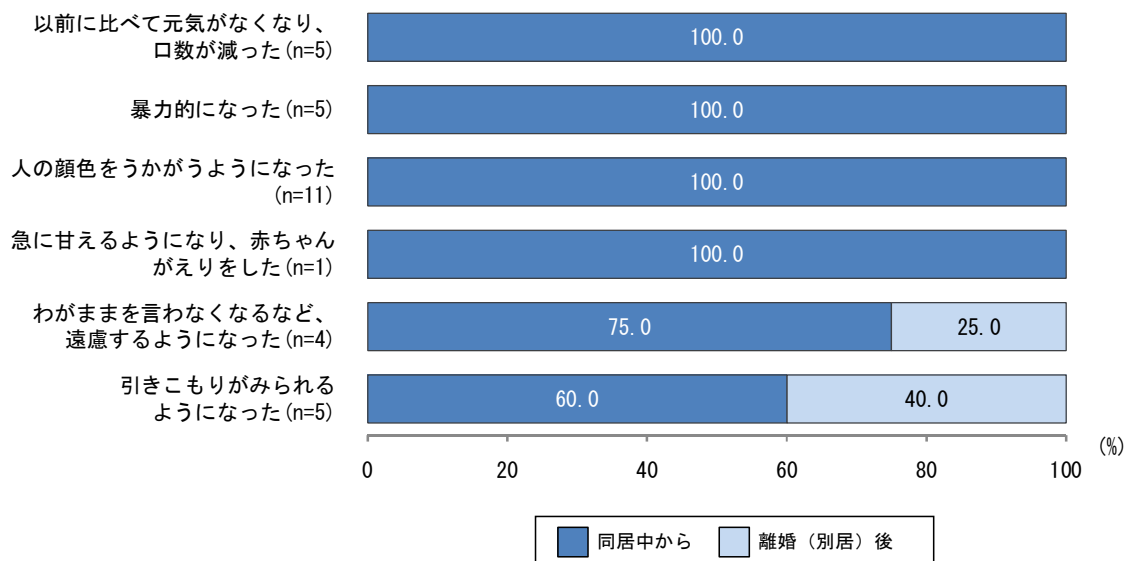
		回答者数 (人)	人の顔をうかがうようになった	以前に比べて口数が減った	暴力的になった	引きこもりがみられるようになった	わがママを言わなくなるなど、遠慮するようになった	急に甘えるようになり、赤ちゃんがえりをした	変化なし
全 体		29	37.9	17.2	17.2	17.2	13.8	3.4	20.7
子どもへの暴力	身体的暴力があった	9	77.8	33.3	33.3	33.3	11.1	-	11.1
	精神的暴力があった	13	69.2	38.5	30.8	38.5	23.1	7.7	15.4
	性的暴力があった	-	-	-	-	-	-	-	-
	ネグレクトがあった	7	71.4	42.9	42.9	28.6	28.6	14.3	14.3
	暴力はなかった	7	14.3	-	14.3	-	-	-	57.1

(複数回答)

※ 問 39 配偶者（交際相手）から子どもへの暴力の有無別

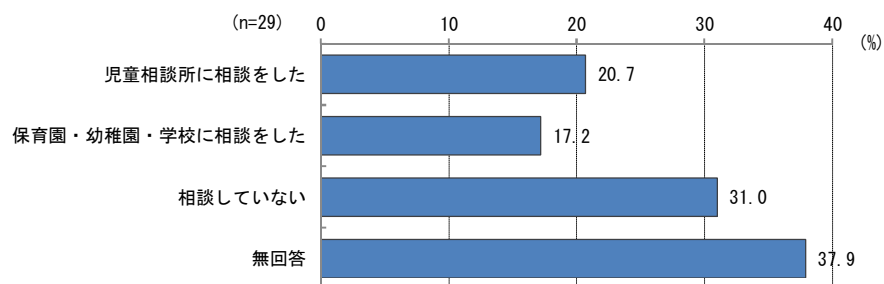
子どもへの影響について、子どもへの暴力の有無別にみると、「人の顔をうかがうようになった」との回答は身体的暴力があった子どもで約8割、「以前に比べて元気がなくなり、口数が減った」、「暴力的になった」との回答はネグレクトがあった子どもで4割超と高くなっている。

問 37-2 子どもの影響がみられた時期はいつ頃でしたか。



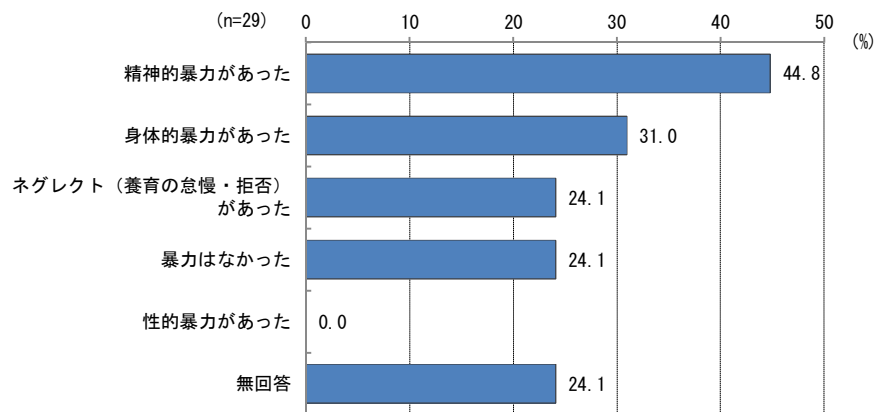
子どもの影響がみられた時期について、「以前に比べて元気がなくなり、口数が減った」、「暴力的になった」、「人の顔をうかがうようになった」、「急に甘えるようになり、赤ちゃんがえりをした」ですべての回答者が「同居中から」と回答している。

問 38 お子さんへの心理的な虐待について、児童相談所や学校に相談をされたことはありますか。
(あてはまる番号すべてに○)



子どもへの心理的な虐待に関する相談の有無について、「児童相談所に相談をした」との回答が20.7%、「保育園・幼稚園・学校に相談をした」との回答が17.2%となっている。また、「相談していない」との回答は31.0%となっている。

問 39 配偶者（交際相手）から、お子さんへ暴力はありましたか。（あてはまる番号すべてに○）



配偶者（交際相手）から子どもへの暴力の有無について、「精神的暴力があった」との回答が44.8%と最も高く、次いで「身体的暴力があった」（31.0%）、「ネグレクト（養育の怠慢・拒否）があった」、「暴力はなかった」（ともに24.1%）などの順となっている。

問 40 あなたは、お子さんへ暴力をふるってしまったことがありましたか。あった場合、どのようなことをしましたか。

《子どもへの暴力の内容》

●身体的暴力（4件）

たたく、蹴る、頬にビンタをするなど。

●精神的暴力（2件）

配偶者に暴言を吐かれ、苛立って子どもに八つ当たりをするなど。

Ⅲ 自由意見

Ⅲ 自由意見

- 今はやっと落ち着いた生活ができています。これまで私たち親子三人を助けてくれた方やお世話になった方々に感謝しています。今も母子寮でお世話になっています。とても温かいです。ありがとうございます。
- 結婚したり子どもができるまでわからないことは多いと思うが、家庭に問題があって育っている人も多く、表面上だけではわからないこともある。義務教育の中で人としての心の学びを必須にしてほしい。子育ては給料も出ない命がけの仕事である。その上、夫からバカにされ暴言を吐かれ、子育ては母親のみに押しつけ、給料を稼いできた者のみが威張っている。それなのに離婚する時に経済的に困窮するのは、必死で子どもを守ってきた母親だ。養育費だけ払ったら責任を果たしたような気持ちにさせる社会はおかしいと思う。子どもたちは、心に大きな傷を残し、経済的にも激変し精神的にも肉体的にも大きなダメージが残る。父親は犬猫を捨てるように自分の子を放棄できるのはなぜか。責任感がなさすぎる。そのような人間は子をもつべきではない。育児の大変さを学校で学んでいたら自分の親への感謝や子どもへの愛情が湧いたのかもしれない。仕事が忙しく、家族がバラバラな社会にも問題がある。そして孤育てとなる。DVや離婚で、家族を捨てた人にはもっと厳罰に処すべきである。養育がどれだけ大変かわかっていない人が法を作るから問題がある。一人で子育てをやってみて苦しんだ者しかこの気持ちはわからないと思う。子を愛すれば働く時間は減り、生活できない。DVで離婚し、精神を患った。弱い人間が必死に子育てし、一文無しになり、家族を捨てる父親はのうのうと生きて新しい人生を歩む。それなら育児なんて誰もしなくなるだろう。育児への理解、家族のあり方、道徳に反した者への法の整備、それらを改善しないといじめもDVも虐待もなくならないと思うし、自殺も引きこもりも無差別殺人も減るわけがない。
- 当時警察に相談に行ったが、夫婦げんか程度で親身に相談に乗ってもらえなかった。一度被害届を出したが、相手への対応が年明けになり、その間に捜され、友人にも迷惑をかけられた。その後、被害届を取り下げる際のやり方が良くなかったのか、暴力、仕返しが数か月続き、最終的には入院するまでのDVを受けた。友人の110番により助け出され被害届を出し、その後からいろいろ手続きがとれ、逃げることができた。警察、刑事次第のところもあり、もっとどうにかできないものだろうか。私はNPOの紹介で、弁護士の紹介を得られ、法テラスの利用でなんとかあったが、行政でどんなことが利用できるのかわからなかった。弁護士さんも良い方でよかった。だが、仕事をしており暴力を受けても休めず、傷やアザですごく恥ずかしい思いもたくさんした。ただ、生きていくために、生活のために仕事をがんばっていて、仕事があったから何とかあったと思う。逃げていた時住居を借りられず、すごく困ったこともあった。もっとDV被害者の生活支援を温かく考えてほしいと思う。

- 小さな子どもを抱いて家を出て、最寄りの区役所へ相談に行った日のことを昨日のように覚えています。担当の方が親身になって耳を傾けてくださり、一時保護施設へ行くこと、両親に事実を打ち明けること、警察に届けることをすすめてくださいました。思いもよらぬ事態の急変に戸惑いましたが、これで安全な場所で安心して過ごせるようになるのかという思いもありました。一時保護施設では毎日相談員さんと話をし、県外の母子生活支援施設へ行くことを最終的に決めました。県外に出るということは思ってもみないことでした。相談員さんは私の話を聞いて「それはDVであり、あなたは悪くない」、「彼が変わることはおそくない」ということを繰り返し説明してくださいました。また、最初に話を聞いてくださった区役所の職員さんが「葛藤はずっとあるだろうけど、それでもいい。逃げることをおすすめします」と言ってくださったことも、背中を押され県外に出る決断ができました。夫のことだけでなく、仕事を急に辞めざるを得ないことや、誰にも言えずに地元を去ることはつらかったです。ですが、今はあの時決断してよかったと心から思えるような暮らしをしています。振り返ると私と夫の組み合わせだったからこそDVが起こったのかなと思います。私自身も「ノー」といえる人間に変わっていく努力をしなければいけないと思っています。DVが何なのか偏った見方がされている部分もあり、それが被害者を相談させにくくしている一因かもしれないと思います。もっといろいろなところでDVについて呼びかけを行ってほしいです。少なくとも一人で抱えている人には届くと思います。また、加害者の更生についても支援していくような取り組みがあるといいなと思います。
- 暴力を振るわれていてもなかなか相談できなかった。いい日もあり、改心してくれると信じたいと思う日もあった。私自身も、相手に対して割と反抗はしていたと思う。怪我をしないように逃げたりもしていたので、そこまで大きな怪我はしていない。何かあれば直ぐ子どもが警察に連絡してくれていた。最終的には暴力を訴え、警察に連れて帰ってもらった。夫の拘留中に、子どもの家に引っ越しをし、その後調停で離婚した。何度も同じようなことがあったので、検察の方も離婚されたほうがいいのではないかということだった。前はピリピリしていたが、今は自分の子どもたちと暮らせて笑顔で過ごせている。DVをする人をぱっと見ただけでは判断できないし、素性が表れるまでそんな人だったのかと思うし、前歴や前科がわかれば少しは判断できると思うがそれも難しいと思う。近所の方いろいろな親身になっていただき、ありがたかった。

参 考 資 料

配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査票

アンケートご協力をお願い

日ごろから、本市行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本市では、平成 22 年 5 月に「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」を策定し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指しています。

しかし、配偶者や交際相手からの暴力の被害を受けても、自分が DV 被害者であることに気付かない、あるいは、誰にも相談することができない方のほか、十分な支援を受けることができない方もおられます。このため、DV 被害を受けた方への支援のあり方を検討するために、標記アンケート調査を実施することにしました。

調査は、無記名でお答えいただき、回答の結果は統計的に処理いたしますので、個人が特定されることはありません。また、この調査票に記載された事項については、調査目的以外には使用いたしません。

なお、調査結果については、まとめ次第、本市ホームページで公表する予定です。

お忙しいところ大変恐縮ですが、DV 被害を受けた方が適切な保護・支援を受けることができ、自立し、安心して暮らすことのできる社会の実現につなげるという本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和元年 1 2 月

広島市長 松 井 一 實

ご記入にあたってのお願い

- 1 調査票に直接、鉛筆、又は黒のボールペンなどではっきりとご記入ください。
- 2 回答は、あてはまる番号を選び、その番号に○印をつけてください。その際、「○印は1つ」、「あてはまる番号すべてに○」などの指示に従ってください。また、あてはまる回答がない場合は、○印をつけないままで結構です。
- 3 「その他」に○印をされた場合、() 内に具体的な内容をご記入ください。
- 4 回答によっては次の質問に回答していただいたり、飛ばして先の質問にいく場合がありますので、質問の指示に従ってご記入ください。
- 5 質問によって、答えにくいものについては、お答えいただかなくても構いません。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れ、切手を貼らずに 1月17日(金)までに郵便ポストへ投函していただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
電 話 082-504-2108 (直通)
FAX 082-504-2609
E-mail danjo@city.hiroshima.lg.jp

あなたご自身（ご回答者）のことについておたずねします

※該当する番号に○をして下さい。

F1. あなたの性別	1 男性	2 女性	3 その他	
F2. あなたの年齢	1 10 歳代 2 20 歳代	3 30 歳代 4 40 歳代	5 50 歳代 6 60 歳代	7 70 歳代以上
F3. お子さんの有無 (同居、別居を含む。)	1 子どもがいる → F3-2 へ 2 子どもはいない → F4 へ			
F3-2. お子さんの状況	第1子：満 () 歳、同居・別居 第2子：満 () 歳、同居・別居 第3子：満 () 歳、同居・別居 第4子：満 () 歳、同居・別居 第5子：満 () 歳、同居・別居			同居・別居のいずれかに ○をしてください。
F4. あなたの就労状況	就労先の数 () か所			
F5. あなたの就労形態 ※あてはまる番号すべてに ○をつけてください。	1 正社員・正職員 2 契約社員・派遣社員・パート・アルバイト 3 自営業(農林業を含む) 4 専業主婦・専業主夫 5 家事手伝い・内職	6 学生 7 無職 8 その他		

※ ここでの「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含まれます。

配偶者又は交際相手からの暴力の被害経験についておたずねします

【すべての方におたずねします。】

※ 複数の被害経験がある場合、一番被害が重かったと感じたものについてご回答ください。

問1 あなたが、配偶者（交際相手）から暴力を最初に受けた時期は、いつですか。暴力をふるった相手との関係ごとにお答えください。（○印はそれぞれ1つずつ）

	交 際 中	結 婚 前 又 は 同 せ い 後、	結 婚 中 又 は 同 せ い 後、	結 婚 又 は 同 せ い 後、 出 産 し た 後	そ の 他	該 当 な し
① 配偶者	1	2	3	4	5※	6
② 交際相手	1	2	3	4	5※	6

※5（その他）に○を付けられた方は、具体的な時期を以下の（ ）にご記入ください。

- ① 配偶者からの暴力を受けた時期 ()
- ② 交際相手からの暴力を受けた時期 ()

問2 あなたが、これまでに配偶者（交際相手）から受けたことのある暴力の回数について、①～④の暴力の形態ごとにお答えください。（○印はそれぞれ1つつ）

	2毎日 にまた 1回は 程度	週に 1から 2回 程度	月に 1から 2回 程度	年に 数回 程度	過去に 1回の み	な か っ た
① 身体的暴力（なぐる、ける、物を投げつけるなど）	1	2	3	4	5	6
② 精神的暴力（無視する、大声でどなる、バカにする、行動を監視する、脅迫するなど）	1	2	3	4	5	6
③ 性的暴力（嫌がっているのに性的な行為を強要する、避妊に協力しないなど）	1	2	3	4	5	6
④ 経済的暴力（十分な生活費を渡さない、仕事につかせないなど）	1	2	3	4	5	6

相談窓口についておたずねします

【すべての方におたずねします。】

問3 あなたはこれまでに、配偶者（交際相手）から受けた暴力について、誰かに打ち明けたり、相談したことがありますか。（あてはまる番号すべてに○）

1 広島市配偶者暴力相談支援センターに相談した（休日DV電話相談を含む）	→	問5へ
2 広島県西部こども家庭センター（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）に相談した	}	問12へ
3 警察に連絡・通報し、DVの担当に相談した		
4 その他の行政の相談機関に相談した	}	問15へ
5 弁護士、法テラス、弁護士会に相談した		
6 民間シェルターなど民間の機関に相談した		
7 医師に相談した		
8 カウンセラーに相談した		
9 民生委員・児童委員に相談した		
10 家族や親せきに相談した		
11 友人・知人に相談した		
12 職場の上司・同僚に相談した	}	問4へ
13 その他（具体的に：_____）		
14 どこ（だれ）にも相談しなかった	→	問4へ

【問3で14「どこ（だれ）にも相談しなかった」と回答された方におたずねします。】

問4 あなたが、どこ（だれ）にも相談しなかったのは、なぜですか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1 どこ（だれ）に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくて相談できなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことが相手に分かると、仕返しにもっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 相手に「誰にも言うな」とおどされたから
- 6 自分さえがまんすれば、このままやっていけると思ったから
- 7 自分にも悪いところがあると思ったから
- 8 相手の行為は愛情表現だと思ったから
- 9 他人に知られると、これまで通りの付き合い（仕事や地域などの人間関係）ができなくなると思ったから
- 10 他人を巻き込みたくなかったから
- 11 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- 12 世間体が悪いと思ったから
- 13 相談するほどのことではないと思ったから
- 14 そのことについて思い出したくなかったから
- 15 その他（具体的に： _____）

【問3で1「広島市配偶者暴力相談支援センターに相談した」と回答された方におたずねします。】

問5 あなたは、どのような方法で相談をしましたか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1 電話
- 2 面接・直接会って相談

問6 あなたは、どれくらいの回数相談をしましたか。（○印は1つ）

- 1 1回
- 2 2～5回
- 3 6回以上

問7 あなたは、どのようなことについて、相談しましたか。（あてはまる番号すべてに○）

- 1 避難の方法について
- 2 身の安全を確保する方法について
- 3 子どものことについて
- 4 保護命令について
- 5 離婚の方法や、親権など法律的なことについて
- 6 避難後の住居について
- 7 避難後の生活について（生活保護など）
- 8 住民基本台帳の閲覧の制限について
- 9 健康保険、年金、児童手当等の手続きについて
- 10 その他（ _____）

問 8 あなたは、どのような支援や助言が役に立ちましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 話を聞いてもらえたこと
- 2 離婚や別居についてのアドバイス
- 3 一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと
- 4 保護命令についての情報提供、又は申し立ての書類作成補助
- 5 法律相談（弁護士相談）
- 6 警察への相談を勧められた
- 7 転居や子どもの学校の転校を勧められた
- 8 臨床心理士によるカウンセリング
- 9 住民基本台帳の閲覧の制限の手続き
- 10 健康保険、年金、児童手当等の手続き
- 11 生活保護等の窓口を紹介された
- 12 その他（)
- 13 役に立った支援や助言はない

問 9 あなたは、広島市配偶者暴力相談支援センターを何で知りましたか。

(あてはまる番号すべてに○)

- 1 市の広報紙（市民と市政など）
- 2 市の施設などに置いてあるリーフレット
- 3 女性トイレにあるカード
- 4 インターネット → (のホームページ)
- 5 テレビ、新聞などのメディア
- 6 区役所の窓口
- 7 民生委員から教えてもらった
- 8 家族・友人・知人などに教えてもらった
- 9 その他（)

問 10 あなたが相談窓口で相談するときに、相談員の性別の希望はありますか。(○印は1つ)

- 1 女性の相談員がよい
- 2 男性の相談員がよい
- 3 どちらでもよい

問 11 あなたが広島市配偶者暴力相談支援センターを訪れたときに感じたこと、相談しにくかったと感じた場合はそう思われた理由、改善すべき点などを自由にお書きください。

【問3で2「広島県西部子ども家庭センターに相談した」又は3「警察に相談した」と回答された方におたずねします。】

問12 あなたは、どのようなことについて、相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1 避難の方法について |
| 2 身の安全を確保する方法について |
| 3 子どものことについて |
| 4 保護命令について |
| 5 離婚の方法や、親権など法律的なことについて |
| 6 避難後の住居について |
| 7 避難後の生活について（生活保護など） |
| 8 住民基本台帳の閲覧の制限について |
| 9 健康保険、年金、児童手当等の手続きについて |
| 10 その他（ ） |

問13 あなたは、どのような支援や助言が役に立ちましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|--|
| 1 話を聞いてもらえたこと |
| 2 離婚や別居についてのアドバイス |
| 3 一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと |
| 4 保護命令についての情報提供、又は申し立ての書類作成補助 |
| 5 法律相談（弁護士相談） |
| 6 警察への相談を勧められた |
| 7 転居や子どもの学校の転校を勧められた |
| 8 カウンセリング |
| 9 住民基本台帳の閲覧の制限の手続き |
| 10 健康保険、年金、児童手当等の手続き |
| 11 生活保護等の窓口を紹介された |
| 12 その他（ ） |
| 13 役に立った支援や助言はない |

問14 あなたは、相談窓口を何で知りましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | |
|---|
| 1 市の広報紙（市民と市政など） |
| 2 市の施設などに置いてあるリーフレット |
| 3 女性トイレにあるカード |
| 4 インターネット → （ のホームページ） |
| 5 テレビ、新聞などのメディア |
| 6 区役所の窓口 |
| 7 民生委員から教えてもらった |
| 8 家族・友人・知人などに教えてもらった |
| 9 その他（ ） |

【問3で4～13と回答された方におたずねします。】

問15 あなたは、どのようなことについて、相談しましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 避難の方法について
- 2 身の安全を確保する方法について
- 3 子どものことについて
- 4 保護命令について
- 5 離婚の方法や、親権など法律的なことについて
- 6 避難後の住居について
- 7 避難後の生活について(生活保護など)
- 8 住民基本台帳の閲覧の制限について
- 9 健康保険、年金、児童手当等の手続きについて
- 10 その他 ()

問16 あなたは、どのような支援や助言が役に立ちましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 広島市配偶者暴力相談支援センターへの相談を勧められた
- 2 広島県西部こども家庭センターへの相談を勧められた
- 3 一時保護された
- 4 保護命令の申し立てを勧められた
- 5 弁護士相談を勧められた
- 6 警察への相談を勧められた
- 7 転居や学校の転校を勧められた
- 8 臨床心理士やカウンセラーによるカウンセリングを紹介された
- 9 住民基本台帳の閲覧の制限の手続きを紹介された
- 10 健康保険、年金、児童手当等の手続きを紹介された
- 11 生活保護等の窓口を紹介された
- 12 その他 ()
- 13 役に立った支援や助言はない

一時保護についておたずねします

【すべての方におたずねします。】

問17 あなたは、被害者の安全を確保するための一時保護施設を知っていますか。(○印は1つ)

- | | | |
|---------|---|------|
| 1 知っている | → | 問18へ |
| 2 知らない | → | 問21へ |

【問17で1と回答された方におたずねします。】

問18 あなたはこれまでに配偶者(交際相手)の暴力から避難するために、一時保護施設を利用したことがありますか。(○印は1つ)

- | | | |
|----------------|---|------|
| 1 現在、利用している | → | 問21へ |
| 2 過去に利用したことがある | → | 問19へ |
| 3 利用したことはない | → | 問20へ |

【問 18 で 2 と回答された方におたずねします。】

問 19 あなたは施設を出た後、どうしましたか。(○印は 1 つ)

- 1 民間賃貸住宅（民間アパートなど）に入居した
- 2 公的賃貸住宅（公営住宅など）に入居した
- 3 母子生活支援施設（母子寮）に入所した
- 4 婦人保護施設に入所した
- 5 民間シェルターやその関連施設に入所した
- 6 実家、親せき、別居の子ども宅に身を寄せた
- 7 友人、知人宅に身を寄せた
- 8 配偶者（交際相手）のもとへ戻った
- 9 その他（具体的に)

【問 18 で 3 と回答された方におたずねします。】

問 20 あなたが一時保護施設を利用しなかったのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 一時保護施設での生活が、自分の希望に沿うものではなかったから
- 2 次の生活拠点が、既に決まっていたから
- 3 その他（具体的に)

保護命令についておたずねします

【すべての方におたずねします。】

問 21 あなたは、保護命令制度について知っていますか。(○印は 1 つ)

- 1 知っている → 問 22 へ
- 2 知らない → 問 25 へ

【問 21 で 1 と回答された方におたずねします。】

問 22 あなたは、保護命令をどこで知りましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 相談窓口（具体的に)
- 2 一時保護施設
- 3 知人など支援者から
- 4 自分で調べて
- 5 その他（具体的に)

問 23 あなたは、裁判所に対して、保護命令の申し立てをしましたか。(○印は 1 つ)

- 1 申し立てしていない → 問 24 へ
- 2 申し立てを行い、現在、発令されている
- 3 過去に申し立てを行い、発令されたことがある
- 4 申し立てを行い、現在、裁判所で審理中である
- 5 申し立てが却下された
(その理由)
- 6 申し立てを取り下げた
(その理由)

【問 23 で 1 と回答された方におたずねします。】

問 24 あなたが、保護命令を申し立てていないのは、なぜですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 保護命令の制度を知らなかったから
- 2 精神的に余裕がなかったから
- 3 裁判所に支払う費用や弁護士に依頼する費用が多額だと思ったから (※弁護士に依頼しなくても申し立ては可能です。)
- 4 手続きがむずかしそうだったから
- 5 受けた暴力が保護命令の対象外だったから (精神的暴力、性的暴力)
- 6 相手の反応が怖かったから
- 7 効果がどれくらいあるのかわからなかったから
- 8 どの程度の暴力であれば申し立てできるのかわからなかったから
- 9 申し立てをする決心がつかなかったから
- 10 申し立てる必要がなかったから
- 11 今後申し立てる予定である
- 12 その他 (具体的に)

現在の状況についておたずねします

【すべての方におたずねします。】

問 25 あなたと配偶者 (交際相手) との現在の関係について、おたずねします。(○印は1つ)

- 1 離れて生活している (期間: 年または か月位経つ)
 - 2 離れて生活しているが、会ったり連絡を取ったりしている
 - 3 同居している →
- 問 26 へ
- 問 32 へ

【問 25 で 1 又は 2 と回答された方におたずねします。】

問 26 配偶者 (交際相手) から追跡された経験がありますか。ある場合、時期も記入してください。

2 回以上追跡された経験がある場合は、直近の追跡された時期を記入してください。(○印は1つ)

- 1 1 回ある (離れて、 か月または 日経った頃)
 - 2 2 ~ 5 回ある (離れて、 か月または 日経った頃)
 - 3 6 ~ 10 回以上ある (離れて、 か月または 日経った頃)
 - 4 ない →
- 問 27 へ
- 問 28 へ

【問 26 で 1 ~ 3 と回答された方におたずねします。】

問 27 追跡の具体的な内容はどのようなものですか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 家や避難している先、職場、子どもの学校や保育所等に来たり、待ち伏せされた
 - 2 電話やメール、SNS、FAX、手紙で連絡があった
 - 3 実家や友人宅に現れた
 - 4 依頼している弁護士や支援者のところに来た
 - 5 探偵等を使って探していた
 - 6 その他 (具体的に)
- 問 28 へ

【問 25 で 1 又は 2 と回答された方におたずねします。】

問 28 あなたは、現在、生活費はどのようにまかなっていますか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 就労による収入
- 2 生活保護
- 3 児童扶養手当
- 4 失業手当
- 5 年金
- 6 貯蓄の切り崩し
- 7 子どもの親から送られる養育費
- 8 実家、親族等からの援助
- 9 その他(具体的に)

問 29 あなたの現在の収入についておたずねします。(○印は 1 つ)

※ 収入には、就労による収入、生活保護費、児童扶養手当、年金、子の父から送られる養育費、実家・親等からの援助が含まれます。

- 1 月に 5 万円未満
- 2 月に 5～10 万円未満
- 3 月に 10～15 万円未満
- 4 月に 15～20 万円未満
- 5 月に 20 万円以上

問 30 あなたは現在のお住まいについておたずねします。(○印は 1 つ)

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 持ち家 | 2 民間賃貸住宅(民間アパートなど) |
| 3 公的賃貸住宅(公営住宅など) | 4 母子生活支援施設(母子寮) |
| 5 婦人保護施設 | 6 民間シェルター |
| 7 実家、子ども宅、親族宅 | 8 友人、知人宅 |
| 9 その他(具体的に) | |

問 31 あなたは現在だれと一緒に住んでいますか。(あてはまる番号すべてに○)

- 1 ひとり暮らし
- 2 子ども
- 3 親(自分又は配偶者の)
- 4 親族
- 5 離婚や別居した配偶者(交際相手)とは別の配偶者(交際相手)
- 6 その他(具体的に)

【すべての方におたずねします。】

問 32 これまでに、あなたが利用した支援には何がありますか。AからYのそれぞれについて、お答えください。(○印はそれぞれ1つ)

		利用した	実利用を申し込んだが、	な利用する必要は	利用制度があれば、知っている
<記入例>	A 公的施設（母子生活支援施設など）への入所	1	2	3	4
住宅確保に関する支援	A 公的施設（母子生活支援施設など）への入所	1	2	3	4
	B 民間賃貸住宅（民間アパートなど）の紹介	1	2	3	4
	C 公的賃貸住宅（公営住宅など）の紹介	1	2	3	4
	D 民間賃貸住宅の契約時の身元保証	1	2	3	4
就労に関する支援	E ハローワーク等での職業紹介や相談	1	2	3	4
	F パソコン操作等の職業訓練	1	2	3	4
	G 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス（就業相談や講習会など）	1	2	3	4
	H 就職する際の身元保証	1	2	3	4
経済的な支援	I 当座の生活資金（引越にかかる費用など）の貸付	1	2	3	4
	J 生活保護の受給	1	2	3	4
	K 児童扶養手当の受給	1	2	3	4
手続に関する支援	L 国民健康保険等への新たな加入	1	2	3	4
	M 住民基本台帳の閲覧等の制限	1	2	3	4
健康に関する支援	N 心理カウンセラー等によるカウンセリング	1	2	3	4
	O 診療代やカウンセリング費用の補助、立替え	1	2	3	4
子どもに関する支援	P 子どもの学校や保育所に関する支援	1	2	3	4
	Q 児童相談所等での子どもへのカウンセリング	1	2	3	4
離婚・裁判・調停に関する支援	R 弁護士への法律相談	1	2	3	4
	S 裁判費用や弁護士費用等の補助、立替え	1	2	3	4
	T 保護命令申立書等の作成支援	1	2	3	4
相手との対応に関する支援	U 警察による防犯指導等	1	2	3	4
	V 相手が子どもと面会する際の立会い	1	2	3	4
	W 相手の家に荷物を取りに行く際の同行	1	2	3	4
その他の支援	X 自助グループ、サポートグループなどでの精神的な支援や情報交換	1	2	3	4
	Y 配偶者暴力相談支援センター、女性相談員等による情報提供や助言	1	2	3	4

◆上記以外で利用した支援がありましたら、具体的にお書きください。

問 33 あなたは、もし配偶者（交際相手）からの暴力がなくなった場合、元の生活に戻りたいですか。（○印は1つ）

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 元の生活に戻って生活していくことを心から望んでいる |
| 2 | 身体的な暴力さえ無くなれば、元の生活に戻ることを望む |
| 3 | 子どもの将来のことを考えると、元の生活に戻ることが望ましい |
| 4 | 元の生活に戻るとは、全く考えられない |
| 5 | その他（具体的に |

)

問 34 あなたは、配偶者（交際相手）に対する啓発や更生について行政にどのようなことを望みますか。（あてはまる番号すべてに○）

- | | |
|---|--|
| 1 | DVが暴力であることの意識の啓発をし、暴力の発生を未然に防ぐことを強化してほしい |
| 2 | 警察との連携を強化してほしい |
| 3 | 加害者の更生プログラムの受講を必須とし、更生することを強化してほしい |
| 4 | 刑事罰をきびしくして、抑止力を高めてほしい |
| 5 | その他（具体的に |
| 6 | 特になし |

)

問 35 あなたが、現在（又はDV被害を受けた当時）DVについて行政に思うことや望むことについて、自由にお書きください。

※ お子さんがいらっしゃらない場合、問 36 から問 40 までの回答は不要です。15 ページのご意見欄にお進みください。

お子さんについておたずねします

【お子さんがいらっしゃる方におたずねします。】

問 36 配偶者（交際相手）からの暴力をお子さんが見た場合、これは児童への心理的な虐待に当たりますが、お子さんの目の前で、配偶者（交際相手）からあなたへの暴力がありましたか。

- 1 あった
どのようなことがありましたか。

--

- 2 なかった

問 37 お子さんの状況について、どのような影響がみられましたか。また、その影響がみられた時期はいつ頃でしたか。(あてはまる番号すべてに○のうえ、時期について○と年月を記入)

記入例 1 : (同居中から) ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】

記入例 2 : 【同居中から ・ (離婚 (別居) 後) 2 年または か月頃から】

- | | | |
|---|--------------------------|---------------------------------|
| 1 | 以前に比べて元気がなくなり、口数が減った | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 2 | 暴力的になった | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 3 | 人の顔色をうかがうようになった | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 4 | 急に甘えるようになり、赤ちゃんがえりをした | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 5 | わがママを言わなくなるなど、遠慮するようになった | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 6 | 引きこもりがみられるようになった | ↳【同居中から ・ 離婚 (別居) 後 年または か月頃から】 |
| 7 | その他 (具体的に |) |
| 8 | 変化なし | |

問 38 お子さんへの心理的な虐待について、児童相談所や学校に相談をされたことはありますか。
(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 児童相談所に相談をした |
| 2 | 保育園・幼稚園・学校に相談をした |
| 3 | 相談していない |

(その理由

問 39 配偶者 (交際相手) から、お子さんへ暴力はありましたか。(あてはまる番号すべてに○)

- | | |
|---|-----------------------|
| 1 | 身体的暴力があった |
| 2 | 精神的暴力があった |
| 3 | 性的暴力があった |
| 4 | ネグレクト (養育の怠慢・拒否) があった |
| 5 | 暴力はなかった |

問 40 あなたは、お子さんへ暴力をふるってしまったことがありましたか。あった場合、どのようなことをしましたか。

(意見欄)

その他ご意見がありましたら、自由にお書きください。

[illegible]

～ご協力ありがとうございました～

名 称 広島市配偶者等からの暴力の被害に関するアンケート調査報告書
発 行 広島市市民局人権啓発部男女共同参画課
所 在 地 〒730 - 8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6-34
電話 082-504-2108
FAX 082-504-2609
E-mail: danjo@city.hiroshima.lg.jp
発行年月 令和2年3月
登録番号 広 G7-2019-470



広島市男女共同参画推進シンボルマーク